

速記録

第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会 (下流域)

徳島市会場／全般・その他

日 時 平成20年1月27日(日)

午後 1時 0分 開会

午後 6時20分 閉会

場 所 ホテル千秋閣 7F

[午後 1時 0分 開会]

1. 開会

○河川管理者

本日は、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから「第3回吉野川流域住民の意見を聴く会（下流域）徳島市会場／全般・その他」を開催させていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所事務担当副所長の貞廣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

参加者の皆様をお願いいたします。まず喫煙についてですが、会場内は禁煙となっております。たばこをお吸いになる場合は別に設けております喫煙場所をお願いいたします。

喫煙場所はこの会場の入り口を出まして右側の階段のところとなっております。喫煙場所には立て看板を設置しておりますのでご確認ください。次に携帯電話ですが、会を行っている間は電源をお切りになるか、マナーモードにしておいてください。また、この会場内の入り口のところに飲み物を用意しておりますのでご自由にお飲みください。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、配付資料の確認をしたいと思えます。封筒の中をごらんください。

1枚目に配付資料一覧表を入れております。配付資料は、資料1「議事進行表」、資料2「『吉野川流域住民の意見を聴く会』グラウンド・ルール」、資料3「意見記入用紙」、資料4「吉野川水系河川整備計画策定の流れ」、資料5「ニュースレター」、冊子版になってます「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」、同じく冊子版の「吉野川水系河川整備計画【素案】に係る『ご意見・ご質問』に対する四国地方整備局の考え方について」、「『ご意見・ご質問』に対する主な項目の説明資料」、「説明資料（パワーポイント）」、リーフレット。そして、青い用紙になりますが、NPO法人コモンズ資料としまして、ホッチキスで3枚一緒になっておりますが、「特定非営利活動法人コモンズについて」、「『吉野川流域住民の意見を聴く会』へのスタンスについて」、「『吉野川流域住民の意見を聴く会』参加者のみなさんへのお願い」。そして「『吉野川流域住民の意見を聴く会』における匿名による意見表明について」、以上です。不足等ございましたら、お近くのスタッフまでお申しつけください。よろしいでしょうか。

なお、配付資料の中に入れております意見記入用紙ですが、本日ご記入の方はこの意見回収箱を受付の机の上に置いておきますのでご投函ください。よろしくお願いいたします。

次に、参加者の皆様をお願いいたします。本会議の参加に当たりましては、資料2の「グラウンド・ルール」の4ページ目に「4. 1 参加者」という項目がございますので、ご一読の上ご協力いただきますよう、お願いいたします。

また、本会議は公開で開催されており、速記録につきましては会議後ホームページに公開するよう予定しております。どうぞご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

それでは、お手元の議事進行表に従いまして議事を進めさせていただきます。

2. 議事(1)

「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行について

○河川管理者

まず初めに「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行について説明させていただきます。

今回開催する「吉野川流域住民の意見を聴く会」は、公平で中立な立場から議事を進行することを目的とし、会議の進行役を第1回及び第2回の「吉野川流域住民の意見を聴く会」と同様に特定非営利活動法人コモンズにお願いしております。このような立場の方はファシリテータと呼ばれ、近年このような会議の進行役として多く導入されるようになってきております。

それでは、ファシリテータを引き受けてくださいました特定非営利活動法人コモンズの副代表理事である澤田さんより「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行につきましてご説明をいただきたいと思っております。それでは、澤田さん、よろしく願いいたします。

○ファシリテータ

皆さん、こんにちは。進行を務めますコモンズの副代表理事の澤田でございます。今回の進行につきましては、皆さんのお手元の資料2にあるグラウンド・ルールによって進行されます。少しそれを目次だけ確認したいと思います。ちょっとおあけください。資料2でございます。

ページで申しますと、資料2の4ページですね。もう中は確認しませんので、目次だけ、こんなものが入っているということだけご確認ください。4ページ、「4. 関係者の責務等について」、「4. 1 参加者」、「(1)グラウンド・ルールの遵守」、「(2)意見の表明」、「(3)他者の意見の尊重」、「(4)進行秩序の確保」。次のページに参ります。5ページ目、一番上でございます。「(5)個人情報の保護」、「4. 2 ファシリテータ」、「(1)責任の範囲」、「(2)責務」。次のページに参ります。6ページの上の方ですね。「(3)権限」、「4. 3 国土交通省」、「(1)責任の範囲」、「(2)責務」。それから7ページに

なります。「5. 意見のとりまとめ、及び、反映について」、「5. 1 意見のとりまとめについて」、「(1)意見のとりまとめの対象」、「(2)意見のとりまとめ」、「5. 2 意見の反映について」でございます。

もう1つ、青い資料がございます。先ほど司会の方からご紹介ありましたが、この青い資料に私どもの進行する上での考え方あるいはスタンスを書いております。それで、ホッチキスでとじられていないペーパーが1枚ありますが、1枚物の「匿名による意見表明について」という用紙がございます。今日の資料の中には意見表明用紙は白い紙と青い紙がありますが、青い紙につきましては皆様方が名前を伏せて国土交通省に意見を述べたいというふうなときにお使いくださいませ。私どもにこれを出していただきまして、名前を伏せて提出をしたいと思います。その折に、例えば字がちょっと読みづらいとか、あるいはご質問する可能性があると思いますので、皆さんのお名前とか、あるいは連絡先をここに書いてもらうようになっていますが、一応秘匿して、責任を持って伝えさせていただきたいと思います。

それでは、今から進行の方に入りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○河川管理者

澤田さん、どうもありがとうございました。

それでは、ここからの議事はファシリテータをお願いいたします。本日のファシリテータはコモンズメンバーで代表理事であります喜多さんが務めていただけると伺っております。それでは、喜多さん、よろしく願いいたします。

○ファシリテータ

皆さん、こんにちは。本日は非常に横長の会場でちょっと窮屈な感じがするかもしれませんが、よろしく願いいたします。

では、まずお手元の資料1ですね。議事進行表というのがございます。こちらで本日の議事について少し確認したいと思いますので、ごらんいただければと思います。

まず本日ですけれども、議事が(1)、(2)、(3)、(4)となっていて、議事(1)は意見を聴く会の進行についてということでしたいま私どもの澤田の方からご説明を申し上げました。その後、議事(2)としまして整備計画【再修正素案】等についてということで事務局の方から、約1時間ほどだと思っておりますけれども、ご説明をいただきます。その後、休憩を挟みまして、議事(3)、(4)で質疑応答・意見交換となっております。休憩については意見

交換の進捗状況を確認しながらとっていきたいと思っております。それから、このコモンズの青色の資料のホッチキスでとじたものの一番最後のページを少しごらんいただきたいんですけども、一番最後のページの下段に「●開催時間について」ということが書いてございます。最大1時間の延長を予定しておりますということですので、先ほどの議事進行表では5時閉会となっておりますけれども、皆様方の意見交換の状況等によっては1時間延長して6時まで会を行うことがあるということであらかじめご了解をいただければと思います。

それでは、早速ですけれども、議事(2)として「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】等について」ということで事務局の方から説明していただきたいと思っております。

3. 議事(2)

吉野川水系河川整備計画【再修正素案】等について

○河川管理者

それでは、冒頭説明をさせていただきます。徳島河川国道事務所で河川調査課長をしております井上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の冒頭説明ですけれども、1時間程度行います。冒頭説明の内容は、「整備計画の策定の流れ等」「森林」「関係機関・地域住民との連携」、そういったあたりのご説明をいたします。

まず、河川整備基本方針と今回ご説明させていただいておる河川整備計画についてご説明いたします。

河川整備基本方針なんですけれども、河川の整備、河川の工事であるとか河川の維持を行うに当たっての長期的な基本方針、河川の整備の基本となる事項を定めるものです。それから、河川整備計画なんですけれども、これについては河川整備基本方針に沿って具体の施設の整備内容などを定めるものということでもあります。それで、河川整備基本方針と河川整備計画の関係なんですけど、こちらの図でもってご説明いたしますと、基本方針というのがこちらの長い時間かかるものなんですけれども、長期的な視点に立った基本的な方針を定めるものでありまして、この最終目標に向けて今回の整備計画は30年間程度の間の実施する具体的な整備の内容というものを定めるものです。したがって、この30年間のできる限りの内容が今回の整備計画に記載されてあるということです。

それで、整備計画をどのように作っているかということなんですけれども、こちらのパワーポイントなんですけれども、河川法をまとめたものでして、河川法の第1条、第2条、

第7条をこちらにまとめております。吉野川の河川整備計画については、総合的な管理を行うよう、総合的な管理が確保できるように基本方針に沿って定めるというお話を先ほどいたしました。そこで、総合的な管理ということでその観点について4つ記載されておりました、洪水・高潮等による災害の発生を防止するという治水の面、河川の適正な利用、流水の正常な機能を維持するという利水的な観点、そして環境の観点では河川環境の整備と保全ということ、この4つの観点で河川の総合的な管理を行うと。そして、この総合的な管理を行うことで国土の開発と保全に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ公共の福祉を増進することが河川法の目的であります。つまり、この4つの観点の総合的な管理によってこのようなことを達成することが河川法の目的になります。したがって、観点がこの4つであるため、我々ができることについては限界があります。

一方で、吉野川水系については様々な課題があります。我々が今策定を進めておる河川整備計画なんですけれども、我々ができる範囲の河川整備の内容を河川整備計画で定めようとしているものです。したがって、様々な解決に当たってはこの整備計画で実施するもののみで対応するわけではなく、つまり、様々な課題のすべてをこの整備計画だけで対応できるものではありません。例えばオンリーワン徳島行動計画であるとか地域計画、都市計画であるとか関係行政機関であるとか、他の機関の計画との連携・支援であるとか、住民の方たちが行っている清掃活動であるとか植樹の活動に対する連携・支援、このような関係機関であるとか地域住民の活動と連携あるいは支援していくことで様々な課題の解決に当たると、そういう方向で考えております。

それで、その整備計画の規定が河川法でどのように記載されているかをご説明するために河川法の第16条の2というものをここにそのまま記載しております。河川法では、河川管理者は基本方針に沿って整備計画を定めなければならないと書かれております。また、整備計画は当該河川の総合的な管理が確保できるように定めとなっております。整備計画の策定に当たっては、まずその案を作成しようとする場合に「必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」となっております。もう一つ、「必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるため必要な措置を講じなければならない。」となっております。こちらが案を作成しようとする段階で、河川整備計画を定めようとするときについては関係都道府県知事などの意見を聴かなければならないとなっております。

このように河川法の中で定められているんですけれども、吉野川水系の河川整備計画に

についてはこのような形でやっております。前回もお話ししておるんですけども、流域が広く、流域の皆様の意見が多様であるため、丁寧に、幅広く、公平に意見が聴けるよう学識者と流域住民と、さらに市町村長の意見を聴く会を開催しており、意見を聴いて素案へ反映するという手続を繰り返し行っており、今回がその3回目に当たるということです。

特に住民の意見を聴く会の徳島会場については、意見交換を十分に行えるよう、意見交換を行うテーマごとに分けて開催しております。12月、1月の中旬に行った治水・利水の会、環境・維持管理の会、そして今日が3つ目の全般・その他の会ということです。そして、こちらで残ったお話について追加の会を2月3日に開催するということでお知らせしております。

すいません。お話がちょっと遅くなりましたが、本日の説明資料は配付されてあるこの「説明資料（パワーポイント）」というものでも見られるようになっておりますので、参考にしながらごらんいただきたいと思います。

他の資料の見方は後ほどご説明いたしますけれども、皆様からいただいたご意見をどのように整理しているかということなんですけれども、ご意見の整理ということで内容を分類して整理した上でこちらの分厚い資料に記載しております。また、反映できるものは反映して、こちらの薄い方の冊子の素案の再修正素案ということでお示ししておるところです。こちらの分厚い資料については皆様のご意見をすべて掲載しております。皆様のご意見に関連する整備計画の箇所であるとか皆様のご意見に対する我々の考え方、反映に至る考え方であるとか、反映できない場合はその理由などもすべて記載しております。

それで、その資料の見方なんですけれども、こちらの薄い方の再修正素案については前回お示しした修正素案から今回お示ししている再修正素案に至る過程で修正した箇所を太字とか取り消し線とかでお示ししております。また、こちらの分厚い方の資料については、このように表でお見せしておるんですけども、皆様からいただいた意見はこの2列目に書いておまして、それに対する我々の考え方であるとか、反映できなかった場合はその理由をこちらに書いておまして、皆様のご意見に関連する整備計画の素案の文章についてはこちらに記載しております。先ほどの素案と同様に、修正した箇所は太字であるとか取り消し線でお示ししております。あともう1つ、ホッチキスどめのものがありますけども、皆様からいただいたご意見の主な項目についてまとめて参考の資料としてお配りしておるところでもあります。

会の開催に当たっては、新聞であるとか広報誌、あるいはリーフレットを配布して様々

な形での広報活動に努めておりますし、開催結果についてもホームページなどでお知らせしておるところです。

それで、整備計画の作成の過程をちょっと簡単にイメージ図としてお話しします。

現地調査とか整理分析・検討、評価・考察という整備計画をとりまとめる前の段階については通常の工学的思考過程を経て、必要に応じて学識者などの助言を得ながら適切に実施しております、特に現地調査とか調査結果の整理分析とか検討に当たっては所定のマニュアルとか基準類などに従って適切に実施しておるところです。これらを取りまとめた整備計画の素案を作成しておるんですけども、この整備計画の作成に当たっては、その他にも予算であるとか社会的・歴史的背景、地域計画や地域の要請、自然現象であるとか各種将来予測、各種研究分野の進展なども踏まえて検討して今回お示ししておるところです。

例えば、整備計画の作成過程の例ですね。環境の観点で言うと、河川水辺の国勢調査がどのように行われているかという話なんですけれども、これについては全国の統一的な考え方とか手法によって実施されております。吉野川では平成3年度から、このような魚介類とか底性動物、鳥類であるとか、そういった項目について実施しています。その調査結果については河川環境のモニタリング、河川に関する各種計画の策定、河川工事の実施などに活用されておるところです。

この調査精度の確保の点なんですけれども、どのように調査がきちんとされているかという話なんですけれども、現地調査に当たっての計画の策定の段階、実際に現地に入って調査をする段階、調査結果をとりまとめる段階、そして考察・評価する段階、その各段階で学識者などの助言を得ながら実施しております。そして、最後の全国的なとりまとめのときにも学識経験者による精査が行われておるところで、このような形で河川水辺の国勢調査の精度が確保されているというお話です。

それで、様々な資料をお配りしておるところなんですけれども、本日お配りしている資料については国土交通省の四国地方整備局であるとか関係機関で閲覧できるようになっておりますし、ホームページでも見られるようになっております。また、整備計画に関連する資料などは徳島河川国道事務所の吉野川情報室で閲覧できるようになっております。

その他、先ほどお話しした河川水辺の国勢調査の結果であるとか、降水量や水位や流量、水質、その他様々なデータをホームページや吉野川情報室などで閲覧できるようになっております。

先ほどの河川水辺の国勢調査であれば、こちらの吉野川情報室で閲覧できる他、このようにデータベースとしてホームページで見られるようになっておりますのでまたご活用いただければと思います。

それで、第1回、第2回の意見を聴く会を開催しておりますので、そこまででいただいているご意見の概要をちょっとご説明いたします。

第2回の意見を聴く会でいただいたご意見については1110件でして、整備計画に関係するご意見についてはそのうちの約700件ということになっております。

いただいた意見の内容なんですけれども、学識者であれば学識者のご意見、上流域、中流域、下流域であれば流域ごとに多様な意見をいただいているところです。そういう皆様のご意見を踏まえて、第1回、第2回を通じて素案を129カ所修正してきておるところです。

修正した主な項目ですけれども、第1回の意見聴取を通じて反映させた項目としては、森林の現状と課題であるとか砂防事業の沿革、施設能力以上の洪水が発生した場合の被害軽減策及び危機管理であるとか、治水・利水・環境上の課題間の調和とか、そういった様々な項目の修正をしております、これだけのページを修正しております。

また、第2回についても同様にこれだけの項目を修正しております、堤防整備の進め方についての考え方であるとか、流域における森林の概要、森林保全への取り組み、河川景観の保全、周辺景観と調和した多自然川づくりの取り組みというような様々な項目についてこちらのページを修正しております。

ここからが本日の具体的な説明の内容になります。前回の徳島市会場でいただいたご意見について「森林」であるとか「関係機関・地域住民との連携」という観点で整理してお話ししたいと思います。

まず、森林です。

森林については、土砂の流出抑制であるとか洪水の流出抑制について様々な意見をいただいております。

また、森林に関する他機関との連携についてもご意見をいただいております。これについては、森林整備などの事業は各々の根拠法令に基づいて実施されております。そして、森林整備については、森林法の目的である森林の保続培養と森林生産力の増進とを図るため、森林管理者が整備・管理するものです。したがって、関係機関との連携、森林整備に関する記述を追加しておるんですけれども、その考え方について今からご説明したいと思います。

河川管理者の森林に対する基本的な認識ということなんですけれども、今お話ししましたように、意見を聴く会の中では森林保全の重要性であるとか森林部局との連携の必要性について意見をいただいております。そして、一般的に森林については宅地や農地と比べて保水能力が高く、森林を保全していくことは治水上也重要と考えています。また、土砂流出の防備機能などの保全が図られることも重要です。しかしながら、河川管理者としては、最初にお話ししましたが、河川法に基づいて所管する河川の総合的な管理を行っているものです。したがって、森林の保全などに関しては直接実施できる内容には限界があります。そこで、森林整備を実施している林野庁など、それぞれが所管する法律に基づいてそれぞれの所管事業を的確に進めていく中で各部局が情報を共有して連携に努めていきたいと考えております。そういったことを受けて整備計画の素案に掲載した観点なんですけれども、砂防治山地方連絡調整会議を活用の上、関係機関と連携して、事業者間でそれぞれの課題についても協議を進めて、森林保全などの河川管理者が果たせる役割を模索していきたいと考えております。また、上流域で間伐などを行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努めたいと考えております。

そこまでが考え方のまとめなんですけれども、そこに至る過程の考え方を素案の中にも記載しております。素案の5-2ページなんですけれども、森林で流出が起こるまで非常に複雑であるというイメージ図を示しております。雨が降ったら木の葉っぱや枝などで遮断されているものがあったり、樹冠を流れていくもの、そしてそのまま落ちるものなど、雨は地表に至るまでに様々な過程を経ます。また、そのまま浸透していくもの、あるいは木に吸水されるものであるとか、表面を流出するもの、中間を流出するもの、深部に浸透していくもの、地下水として川に流れていくものと、このように非常に複雑なメカニズムであるということをお示ししております。

農林水産大臣が諮問した日本学術会議の答申でも、森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においてはその洪水緩和機能が顕著な効果を発揮できないということも記載されておりますし、渇水の際には河川流量がかえって減少してしまうと。木が水を吸って蒸散させてしまうので河川流量がかえって減ってしまうといった減少もあるという記載もされております。

このように、森林による流出抑制あるいは土砂の流出抑制については非常に複雑な現象が起こっているということがおわかりいただけたと思います。したがって、単純に実測される降雨量、雨と河川の流量、水の量の関係を適切に捉えることが重要です。治水計画に

用いております流出計算モデルは流域に降った実際の雨と下流河道で実際に観測された流量をもとに構築しておりますので、結果的に森林を含む流域の流出特性というものを反映しております。以上のことから、現状の洪水緩和機能は森林保全を行って森林土壌が保全されることにより維持されるものであるもので、森林を保全することは重要です。

吉野川の現状もお示ししますと、流域の土地利用の区分では、山林が78.5%、吉野川の流域の約8割が山林であるということが言えます。

また、一般的に森林は宅地や農地と比べて保水能力が高く、森林を保全していくことは治水上也重要ということはお話ししました。

それで、森林に関する国土交通省全体としての取り組みなんですけれども、上流の方で砂防事業も実施しております。砂防事業では土砂災害を防ぐことなど適切な事業推進に努めておりまして、治山事業との調整についても行ってきたところです。また、国土交通省だけがやっているわけではなくて、県の事業として砂防堰堤であるとか床固め工なども実施されております。

このように様々な部局が森林の保全に取り組んでいるのですが、河川管理者としては関係機関と連携した取り組みとして砂防治山地方連絡調整会議などを活用して関係機関と連携した具体的な取り組みも行っていきたいと考えております。

次が関係機関・地域住民との連携というお話です。

関係機関との連携の観点では様々な意見をいただいております。個別に言いますと、川の災害マップとか不法投棄とか河川美化の観点であるとか、河川の愛護の精神であるとか、あるいは竹林の管理というお話についてもご意見をいただいております。

これは先ほどお示しましたスライドですけれども、現在の吉野川水系には、皆様が思っているのと同様に、様々な課題がございます。そういった中で、河川法に基づいて直轄管理区間の河川整備計画の策定を現在進めておるところです。したがって、吉野川水系の様々な課題は整備計画で実施する事項だけではすべて対応できるものではございません。他機関の計画との連携であるとか住民の皆様が行っている活動とも連携しつつ、吉野川水系における様々な課題を解決していくものと考えております。

具体的に治水の観点での関係機関との連携です。

例えば、市や町、自治体による水害に強いまちづくりを支援していくということです。自治体が貯留浸透施設であるとか流域下水道を設置する場合、あるいは降雨レーダーからの情報提供が欲しいと言っている場合、またハザードマップを作る場合、そういったとき

には河川管理者として、浸水の危険性がある地域の周知であるとか洪水はん濫などに関する知見の提供など、技術的な支援を行っていきます。

防災関連施設整備においても連携しておりまして、石井町に防災ステーションがござい
ますが、河川防災ステーションの整備に当たっては水防管理団体である市町村と連携して
実施していきます。石井町の河川防災ステーションの整備のときには石井町と連携したん
ですけれども、国土交通省としては敷地の造成や基盤整備を行って、水防管理団体である
石井町では防災センターの整備などを行っていただいております。

また、ハード・ソフト一体となった内水対策ということで、自治体が行うソフト対策、
ハザードマップの公表、浸水実績図の公表、新規転入者への周知、そういった様々な取り
組みに対して技術的な支援、洪水ハザードマップの作成に当たっての技術的支援である
とか、水害パネル展を実施して啓発活動に努めるということであればそういうところへのお
手伝いもさせていただいております。

こちらがハザードマップの支援というイメージなんですけれども、これが吉野川市のも
のなんですけれども、そういった相談をいただければ技術的な支援、協力を行っておりま
す。

また、防災・減災・超過洪水対策による地域防災力の向上のために関係機関と連携して
徳島北部災害情報協議会、このような関係機関で構成されています。こういった場でこの
ような取り組みを進めていきたい、検討させていただきたいと思っております。

環境の観点からの関係機関との連携ということなんですけれども、ホテイアオイについ
ては対策連絡会を設けております。専門家や関係機関で構成されている連絡会なんです
が、その連絡会の場で防除などの対策について検討を進めておるところです。

河川空間の整備については、例えば桜づつみモデル事業というものや水辺の楽校のプロ
ジェクトというものがありまして、桜づつみモデル事業であれば関係市町が河川利用計画
の作成とか公園整備を行います。そこで国土交通省としては基盤整備などの支援を行っ
ておるところです。実際に藍住町でもこのような形で公園が整備されております。また、水
辺の楽校のプロジェクトなんですけれども、行政、教育関係者、地域住民などによって子
どもの水辺協議会というものが設立されて、水辺の利用計画を策定しておるところです。
こちらが美馬市の水辺の楽校の写真です。このように河川空間の整備という観点でも関係機
関と連携して必要な支援を行っていきたいと考えております。

水質の観点では、水質の汚濁の発生源が生活系、住民の方たちが利用した水による汚濁

であるとか、このような工場から排水されるもの、家畜からの汚濁の発生とか、水質の汚濁の原因が様々でありまして、そういったことを考えると、関係機関との連携を図る必要があります。例えばこちらの生活排水であれば、関係自治体による下水道事業を進めていただくとか、関係機関と連携して水質保全に取り組まなければいけません。

その他の関係機関との連携をちょっとまとめております。

湧水については、吉野川水系水利用連絡協議会や銅山川湧水調整協議会などの場で連絡調整を通じて円滑な湧水調整の実施など、迅速な対応に努めております。

先ほどもお示ししました森林についてなんですけれども、森林保全に向けて砂防治山地方連絡調整会議という場で関係機関と連携した具体的な取り組みを進めていきたいと考えております。

吉野川交流推進会議というものもございます。吉野川の情報発信と流域の交流を推進するというもので、「故郷の川、四国三郎 吉野川」の良さを全国に情報発信するとともに、吉野川を通じた交流を推進させるため企業や住民団体、個人、学識経験者、行政などにより組織された団体です。

行っておるのは情報発信の事業であるとか交流事業なんですけれども、常任委員会でのようなことをするかが検討されて、例えばアドプト・プログラムなどが実施されております。アドプト・プログラムについては、ボランティアで清掃活動を行っていただく「アドプト・プログラム吉野川」というものが全国に先駆けて立ち上げられて、現在の参加者数あるいは延長とも全国トップクラスということで、国土交通省、関係機関、地域の皆様とともにこのような事業を進めておるところです。

吉野川の竹林については地域の住民の皆様とも連携しておるところで、バンブーパークなどの公園の整備や竹の利用した町おこしイベントの開催などによって吉野川の河川の中にある竹林などの管理についての関心を高めていただけるのではないかとというようなことで進めております。

河川美化についても様々な関係機関と連携しておりまして、例えば今後不法投棄については河川巡視の強化を進めていきたいと思っております。そういう場合には警察とも連携する必要があるとも考えております。こういう具体的な行動の他、啓発活動ということも必要かと思っております。流域講座やフィールド講座、河川愛護モニターという様々な施策を使いつつ、流域の皆様とともに河川美化にも取り組んでいきたいと考えております。

それから、先ほど水質についてお話ししましたけれども、啓発活動、広報活動ということで地域住民の皆様と一緒に流域一斉水質調査を行っております。また、同様に流域の皆様と水生生物調査を行っておりまして、それをとりまとめたものを公表することで水質の保全に向けた啓発活動になると考えております。

地域の皆様と協働、ともに働くことで河川管理を行っていくことも重要と考えておりまして、先ほどお話ししました吉野川の一斉清掃であるとか河口の清掃、あるいは、環境の観点とも絡んできますけれども、シナダレスズメガヤの撤去も先日行ったところです。また、管理という観点では、排水門あるいは排水ポンプ場の操作を地元の方をお願いしているのですが、機械の操作説明会を行いながら地域の皆様とともに河川の管理に努めたいと考えております。あと、河川愛護モニターということで皆様から情報をいただいて河川愛護の啓発活動にも努めていきたいと考えております。

また、吉野川は流域延長が長いということで流域内の交流も進めていきたいと思っております。それに寄与する活動としては、吉野川の現地講座、先ほどお話ししました一斉水質調査、河川の愛護モニターやリバーキーパーズなどの制度の活用とか、あるいは広報誌なども作っておるところです。

また、観光という観点でも取り組んでいければと考えております。関係市町の河川利用に関する計画などがあれば、それも踏まえて基盤整備などを支援していきたいと考えておりまして、美濃田の淵の船着き場の活用も考慮した整備事例ということでお示ししております。

「四国のみずべ八十八カ所」というものもございまして、吉野川の特徴的な水辺空間、このような吉野川の河口であるとか善入寺島、美濃田の淵というような特徴的な水辺空間について一般の方から応募いただき、実行委員会で選定されたものをみずべ八十八カ所ということで地域の皆様にお示ししておるところです。

このみずべ八十八カ所の取り組みを通じて地域の活性化、振興、発展、創出を目指した取り組みを行っているのですが、実行委員会の部会を通じて徳島でどのような活動ができるのか模索されているところです。

このような取り組みを通じて吉野川の流域、特に今お話ししておるのは吉野川なので吉野川の水辺の認知度を高めていただくような取り組みであるとか、それでもって地域活性化に資する活動がなされればということで学識者やNPO、住民の皆様と一緒に取り組んでおるところです。

以上が今回の説明ですけれども、今までに開催された住民の意見を聴く会などの意見をちよっご紹介だけさせていただきます。

まず一番最初に行われた吉野川市なんですけど、11月11日に行われております。ここでは、川島排水機場を現在改築しているところなんですけれども、もっと大きなポンプをつけてほしいというご意見をいただいております。11月24日に行われた北島町会場では、広島地区などの早期の改修をしてほしいというご意見もございました。

12月2日に行われた四国中央市会場では、この日に説明いたしました説明内容を可能な限り素案に反映してほしいというご意見をいただいております。12月9日の本山町の会場では、ダム操作をきめ細やかにしてほしいというご意見もいただいております。

12月16日に行われました徳島市会場の治水・利水の会では、河川整備計画がなかなか進まない、非常に不安な思いというご意見をいただいております。

1月14日に行われました徳島市の環境・維持管理の会では、環境について水質だけでなく水量、流量の観点も大切だというご意見をいただいております。

1月16日に行われた土佐町会場では、早く事前放流ができるように施設を改善してほしいというご意見をいただいております。

1月20日では、毛田地区をいつ実施してくれるのか、早期の着工をお願いしたいというご意見をいただいております。

以上で冒頭説明を終わります。どうもありがとうございました。

○ファシリテータ

はい、どうもありがとうございました。

それでは、これで議事(2)が終了しましたので、10分間ほど休憩をとりたいと思います。会場内に時計がございませんので、私の時計が今45分になっていますので、1時55分に再開したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

[午後 1時45分 休憩]

[午後 1時55分 再開]

4. 議事(3)

質疑応答・意見交換

○ファシリテータ

それでは、皆さんお戻りのようですので再開したいと思います。意見交換に先立ちまして少し確認事項、毎回お願いしていることなんですけれども、コモンズをご用意いたしま

したこの青色の資料、ホッチキスで綴じたものの裏面を少しごらんいただければと思います。参加者の皆さんへのお願いということで、参加のルールが5点ほどございます。簡単にご説明したいと思います。まず1点目として仕事や年齢を問わず参加者の皆さんは平等、対等の立場でこの会に参加していただいているということです。それから、ご発言される場合にはわかりやすい言葉でお願いしたいということ。3点目として、他の参加者の方の意見も尊重してよく聞いていただきたいということと、仮にその方のご意見がご自身の意見と違っていても否定しないようにしていただきたいということです。4点目、テーマでないことへの発言は控えていただきたいということですが、これは余り限定的にテーマということを抑える必要はないと思います。それから5点目として前向きな気持ちでこの会の進行にご協力よろしくお願ひしたいということです。

次に、発言について3点ほどお願いがございます。まず、発言される方は挙手をお願いいたします。私の方でご指名いたしますので、そうしましたらご起立していただいて、氏名と居住地を、これは市町村名まで結構です、まずおっしゃっていただいてからご意見を述べていただきたいということ。それから、速記録等記録をとってございますので、発言される場合には必ずマイクを通してお願いしたいということです。それから、先ほどご説明いたしましたけれども、開催時間については最大1時間の延長、6時まで延長することを予定しているということをご了解いただければと思います。

それでは、意見交換に入っていきたいと思いますが、先ほど事務局の方の説明がございました事項、それから1回目と2回目で皆さん方から寄せられた意見の中で、今回のその他に係る部分ですのでその部分の意見交換については本日の会でお願ひしたいと申し上げた点が何点かございます。簡単に申し上げますと、策定プロセスについて、それから、上中下流住民の方々を交えた意見交換の場が必要なのではないか、あるいは、この会に学識者を交えた会を持ちたいというようなご意見、それから様々な意見が出る中で参加者の方々の間で準備会といいますか事前調整のようなことを行ってからこの会を進めればいいのかというようなご意見もいただいています。これらも踏まえて、先ほどの事務局の説明内容も含めてどのようなことでも結構ですので、ご意見のある方は挙手をお願いできればと思います。どうぞ。

○参加者（Aさん）

板野町のAでございます。この整備計画につきまして大体読ませていただきましたけれども、この整備計画が着実に実現された場合におきましては、上流の築堤とか河道の掘削、

あるいはまた旧吉野川の築堤や河道掘削、さらには内水排除、これはポンプなどの設置ですね、それから中流域での漏水とか浸食対策等によりまして、上流域、それから中流域ですね、どこまでを中流というかちょっとわかりにくいところはありますけれども、その治水安全度はかなり向上するものと評価をいたします。また、この良好な環境とか景観の保全対策につきましても十分触れられていると思います。そういうことで、全体としてみれば妥当でございまして、大いに評価をいたしたいと思います。

しかしながら、前にも申し上げたのですが、この整備計画は岩津地点での基本高水流量を基本方針の2万4000m³/sに対しまして1万9400m³/sと、4600m³/sも下げているわけですね。つまり、150分の1の大洪水の想定ではなくて、平成16年の23号台風並みの大洪水に対処するという目標を掲げたものでございまして、目標値を大幅に切り下げたことによりまして、いわば、言葉は悪いですがけれども、つじつま合わせをしておると言わざるを得ないと思います。

この結果といたしまして、人口とか産業、あるいはいろんな資産の集積しております吉野川の特に関東第十堰以東の下流域の治水安全度というのは、現状よりほとんど向上しないという大きな問題をはらんでいるのではないかと感じております。また、利水対策につきましてもほとんど触れられていないということも大変問題でございまして。そもそも本計画が第十堰の可動堰化以外の方法から検討するという制約があったこと、そしてまた計画期間も20年から30年という範囲で整備が進められるということを経験しているという制約のもとでは、この整備計画はやむを得ないのかなと、十分とは言えないけれども、まあやむを得ないのかなという感じがいたしております。

今後、整備計画決定後、速やかにこの基本方針と整備計画との乖離、つまり2万4000m³/sと1万9400m³/sとの乖離、この乖離をどうして埋めるのかということについて、そのための方策について速やかに検討に着手すべきであるというふうに考えております。また、地球温暖化等によります世界的な異常気象が大きな問題になっておりますけれども、平成16年10月の台風による洪水以上の大洪水が起こるということも十分想定しておかなければならないと思うからでございます。したがって、このことを、つまり整備計画決定後、基本方針と整備計画との乖離をどうして埋めるのかという点について、速やかに着手するという趣旨のことを整備計画の前文または後書きにでもぜひ書き加えていただきたいと、これが強いお願いでございます。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

○参加者（Aさん）

もう少しありますが、今、道路整備の特定財源のことが大変世上問題になっておりますけれども、道路整備も必要でございます。特に徳島県のような非常に道路整備のおくれたところも必要でございますけれども、道路整備の目的というのは、どちらかといえば利便性の向上であると思います。そういう意味におきまして、河川事業というのは、人命の安全、それから財産の保全という生活そのもの、根幹にかかわる問題でございます。そういう意味で、もっともっと河川事業というものは重視されてしかるべきだと。この整備計画を着実に推進していくためにも、予算の傾斜配分というものがなされてしかるべきだというふうに考えます。我々も、大いに国交省の河川局あるいはこの徳島河川国道事務所の皆さん方が十分予算を確保できるよう応援をしていきたいと、このように思っております。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。Aさんから2点ですね。1つは、整備計画と基本方針の乖離、具体的には $4600\text{m}^3/\text{s}$ の解消について今回の整備計画の中で位置づけるべきだというようなお話と、河川安全性向上のために予算配分について十分な留意をしていただきたいという点ですけれども、この点について事務局いかがでしょうか。

○河川管理者

河川の副所長をしております山地でございます。今、ご意見がございましたけれども、現在、河川整備計画を作っておるわけでございますが、河川整備基本方針との関係ということになってくると思います。言われている意味はよく理解できます。ただ、河川整備基本方針の基本高水 $2万4000\text{m}^3/\text{s}$ 、それから今の $1万9400\text{m}^3/\text{s}$ につきましては、最終的にはやはり基本方針でございます $2万4000\text{m}^3/\text{s}$ を目指して、我々は治水・利水・環境といった面から整備をしていきたいと思っております。

ただ、非常に多くの課題がございまして、これを一気に30年なり20年なりでやるということは、これは予算の制約上もございまして非常に難しいといったことがございます。したがって、今は当面30年間で一定の目標を決めて、まずそこまでの段階の整備をきちんとしていこうと。それができれば、あと20年になるか30年かわかりませんが、またもう一つ、今の $1万9400\text{m}^3/\text{s}$ から一気に $2万4000\text{m}^3/\text{s}$ に上がるか、また $2万2000\text{m}^3/\text{s}$ になるかちょっと今のところわかりませんが、いずれにしても、段階的に着実に最終目標に向かって整備を進めていきたいと思っております。

そういった意味で、今回はまず一番初めの30年間の整備内容をお示しさせていただいたということをごさいます、一定の評価をしていただいておりますのでありがたいわけですが、中でも、ご指摘がございましたように地球温暖化、これもこれまでの皆様の意見を聴く会の中でも超過洪水とか計画規模を上回る洪水への対応といったことでいろんなご意見が出ております。それについても私どもの考え方は一応お答えさせていただいたつもりでございますけれども、そういったことで今後着実に進めていきたいと思っております。

○ファシリテータ

もう1点、予算の点についてもございましたけれども。

○河川管理者

徳島河川国道事務所長をしております佐々木でございます。治水事業に関係する河川改修事業の予算を重点的にというご要望かと思っております。吉野川におきましては、平成16年に大きな被害を受けまして、治水上の課題を大変多く抱えているというのが現状だと思っております。私ども、できるだけ多く予算を確保して吉野川の治水安全度が一日でも早く向上できますように、また、他のいろいろな課題がありますけれども、それらの課題の解決ができるように努力をしているところでありますが、昨今の公共事業をめぐる予算というのは大変厳しい状況にあるというのも現状であります。そういう中で、できるだけ吉野川の課題の解決が一日も早くできるように頑張っていきたいと思っておりますので、ご支援のほど引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。今の答えで何かございましたら。

○参加者（Aさん）

概ね結構なんですけれども、基本方針と整備計画の $4600\text{m}^3/\text{s}$ の基本高水流量の差がございますね。これについてやはり住民の皆さんは不安に思っていると思うんですね。ですから、そういった対策について引き続き検討するとか、そういったことを明文化していただきたいということを申し上げたんですが、それに対するお答えをお願ひしたいと思ひます。

○ファシリテータ

整備計画での位置づけという点でいかがでしょうか。

○河川管理者

四国地方整備局で河川計画課長をしております岩男です。よろしくお願いたします。ただいま、基本方針と整備計画の乖離があるので住民の皆さんは不安に思っていると、ぜひ整備計画の中にもその基本方針を目指していくんだということをきちんと書き込んでほしいということをございますけれども、先ほど山地副所長の方からご説明しましたとおり、最終的な目標としての基本方針ということは変わらないのですけれども、あくまで今回策定の作業をしております河川整備計画につきましては、今後20年から30年の目標を定めるということで、そういう視点から書かせていただいております。

したがいまして、その前文とかそういったところにきちっと書き込むということは難しいと認識しておりますが、例えば今現在、素案の最後の方に、「今後に向けて」ということで、今回の整備計画だけでは終わらないことがあるという認識のもとに、「情報の発信と共有」ですとか、「地域住民、関係機関との連携・協働」でございますとか、また、最後に「河川整備の調査・研究」というのがございますけれども、こういったところで引き続き、整備計画におさまらないような課題、それから今後の取り組みにつきましてもやっていきたいという趣旨で書かせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○ファシリテータ

どうぞ。

○参加者（Aさん）

ただいまの説明で大体了解いたしますけれども、1つだけ教えていただきたいんですが、現在の吉野川の治水安全度は大体40分の1ぐらいというふうに私どもは理解しておりますけれども、他の大きな川ですね、例えば淀川だとか、あるいは利根川とか多摩川だとか信濃川とかですね、そういった大きな川の現状の治水安全度というのは何ぼになっておるんですか。非常に私は吉野川の治水安全度が他の大河川と比べて低いように思うんですが、その点についてお知らせいただきたいと思えます。

○ファシリテータ

はい。現状の吉野川の河川安全度と他の主要河川の安全度についてということですが。

○河川管理者

四国地方整備局で河川計画課長をしております岩男でございます。吉野川は、よく堤防整備率などで説明をさせていただいております、堤防の整備率は全国の水準に比べまし

て非常に低いということで、整備がおこなわれているというイメージを持たれていると思います。これは事実そうなのでございますけれども、全国の他の河川を見ましても、整備計画というものは概ね戦後最大、その戦後最大の安全度というのが河川に応じて様々ございますけれども、概ね戦後最大流量を目標として整備されていっているということについては変わりはありません。ただ、吉野川につきましては、堤防の整備率とかそういった面では確かにおこなわれているという面がございますので、そういったところは一日も早く解消できるように頑張っていかなければならないと認識しております。

○ファシリテータ

とりあえず現状の安全率ということだったんですが、改めてお答えいただくということでもよろしいでしょうか。わかりました。では、次の方どうぞ。

○参加者（Bさん）

徳島市のBと申します。森林とそれに関する環境問題につきまして意見発表をさせていただきたいと思います。我が国は66.4%が森林で覆われておるという非常に恵まれた環境にあります。樹種も非常に豊富でありまして、北は択捉島から南は与那国島までの3294kmの間に、亜熱帯から亜寒帯のいろんな樹種が生息しております。この森林と林業の関係を見ましたら、はっきり言いまして林業では成り立たんということで若い人が林業界から遠ざかっております。一番最盛期は昭和30年に51万8725人おった森林就労者が現在は6万7153人、徳島県は1万987人が846人と、全国平均にしましてはわずか11%、徳島県はもっとひどくて7%の人しか森林に残っておりません。これは経済的な面から見て、残れと言っても難しい問題で、これは後段のところでも申し述べさせていただきます。森林の面積は、2445万ヘクタールで、このうち国有林が29.5%、公有林が13.4%、民有林が54.9%というふうに、民有林が半分以上を占めております。

続きまして、この林業に関する環境問題でありますけれども、100年前には16億人ぐらいであったのが今は60数億人と非常に人口がふえて大気も悪くなっております。というのは結局、人類が無造作に地下資源を掘り尽くして、そして森林を焼き払って作物を作ったり、あるいは燃料畑にしたりと、とんでもないことをしたつけが今やってきております。これの二酸化炭素の収支比率を見ましたときには、大体若木のときに林冠層が広がったときが最高で、これが古樹、大木になってきますと、その吸収能力が劣ってきますので、今ちょうど伐採時期に入っております人工林、これを続けて何かの方策でやらない限り、二酸化炭素の問題は解決せんと思います。

森林と環境保護につきましては、これは対策として森林諸業を各個人に任せておったのでは到底できません。国の事業、国土保全という意味においてするという意味におきまして、若い人を準国家公務員に処遇して、そして2カ年程度の訓練校でそれを養成する。徳島県の場合には阿南訓練校に木工科がありますけれども、そこに併設すれば国産材の利用も増えてくるのではなかろうかと。この中で環境というものも重点的に教えたり、あるいはいろんな資格がこの林業関係に、林道の創設とか掘削とか起重機とか、いろんな資格がありますので、そういう資格を持たせるというようなことも考えて、若い人を林業界に招き込んでこん限り、日本の森林業界は壊滅状態になるのではなかろうかと、そういうふうなことで意見を発表させていただきました。終わります。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。森林の問題と環境の問題から、森林にかかわる人材育成ということでご意見がございましたけれども、いかがでしょうか。どうぞ。

○河川管理者

徳島河川国道事務所で河川調査課長をしております井上と申します。確かに環境問題は非常に大きな問題で、今年行われるサミットでもお話しされているというふうに報道されておりますけれども、吉野川の森林の現状については、参考資料として本日お配りしておりますこちらのホチキスどめの資料、吉野川水系河川整備計画の「ご意見・ご質問」に対する主な項目の説明資料というものに参考資料をつけております。その⑤、28ページになるんですけれども、そこにこのような図を掲載しております。

確かに林業就業者数も低下傾向にございます。林業就業者数なんですけれども、40年代から現在にかけて徐々にその人数が減ってきているという傾向もございます。また、年齢別の、どのような階層の年齢の方が林業に従事されているかという図なんですけれども、左側の方が若い方、右の方が高齢の方が従事しているというもので、青いものが平成2年、赤いものが平成7年、黄色のものが平成12年ということなんですけれども、5年ごとに、昔はこのあたり、50代ぐらいの方が多かったんですけれども、年を経るごとに高齢の方が林業に従事されているということで、農山村地域の人口の減少とか高齢化が進んでいるというような現状を確認しております。

一方で、我々ができること、冒頭の説明でさせていただきましたけれども、河川管理者が行うのは河川の総合的な管理という内容になっております。1つ目が洪水・高潮による災害の発生の防止、2つ目が河川の適正な利用、そして3つ目が流水の正常な機能の維持、

そして4つ目なんですけれども、河川の環境の整備と保全ということで、河川に関する治水と利水と環境の総合的な管理を行うとになっております。つまり、森林に対してどれだけ踏み込めるかについては、やはり河川の範囲でやっている以上はちょっと限界があるということなんです。

ということで、先ほどお示ししましたこちらのスライドなんですけれども、吉野川水系には森林に関する環境の問題もございます。一方で、河川管理者が整備計画で実施する内容については、先ほどお話ししました河川に関する内容を記載するものになっているということで、森林を管理する森林管理部局などとの連携によって吉野川における様々な課題を解決していく必要があると思っております。また、森林に関しては、流域の住民の方が行っている間伐などの活動もございます。NPOの団体の方が植樹とかを行っております。そういったものもありますので、我々ができる範囲のできることをしていくということで、場合によっては連携・支援をしていくことによって様々な課題の解決に向かっていくのが重要だと考えております。

以上です。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Bさん）

ただいま申しおくれましたけれども、徳島県と高知県の平均気温と降水量の統計が出ております。平均気温は徳島県が16.2℃、高知県が16.6℃。それから平均の降水量、徳島県は1540mm、高知県が何と2627mm。これは吉野川源流域の嶺北地帯に位置します瓶ヶ森が非常に大きな貢献を私たちにしてくれているかと思えます。これだけ降水量が違うわけです。今いろんなお話をいただきましたけれども、やはりこれは国土保全ということからいきますと、農水省さんとぜひ一緒の機会を持っていただいて、こういうところでこんな問題があるんだ、山と川とは総合的に考えなったら物事は成り立たんということをややはり農水省さんにも考えていただくと。それで、こういう場で一緒に議論の場をこしらえていただく、これをぜひお願いしたい。

以上でございます。

○ファシリテータ

農水省を交えた議論の場ということなんですけれども、この点について何かございますでしょうか。

○河川管理者

河川調査課長の井上です。冒頭のご説明で使用いたしました資料でちょっと、冒頭説明の35、森林部局、農水省との連携ということなんですけれども、昭和46年以前に設立された砂防治山地方連絡調整会議というものがございます。これは従来、砂防と治山事業者の事業調整を行ってきた会議なんですけれども、こういった場も活用して農林部局との連携に努めていきたいなと思っております。また、整備計画素案の冊子になっているものの105-1ページに記載している内容なんですけれども、ちょっと読ませさせていただきます。「さらに」というところです。2段落目です。「さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能などの保全が図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局などの関係機関と連携に努める。また、上流域で下草刈り、植樹、間伐などの活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める」というように記載しております。今後に向けてこのような取り組みも必要と思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか。では、他の方。どうぞ。

○参加者（Cさん）

徳島のCと申します。今の森林の関係のお話もあったわけなんですけれども、この森林の問題については大変難しい問題があると私は思います。例えば、現在の行政の機構を見ても、日本の行政というのは縦割りの制度になっておりまして、いわゆる森林関係は森林、建設関係は国土交通省と、こういう役割になっておるわけですね。ですから、私たちが山で木を植える場合なんかは補助金をもらうときがあるわけなんですけれども、これは森林組合を通じ、県を通じて農林水産省の方の予算の中から出ているわけですね。ですから、森林のことについて国土交通省さんに、いろいろご意見もあるし関係がないということではないわけなんですけれども、いろいろな要求が出されるということは、国土交通省さんとしても非常にむごいんじゃないかと私ははたから聞いていて思います。

と申しますのは、今申し上げましたように、縦割り行政の中でそれぞれの省ができる範囲のを中心に行っているわけです。もちろん国土交通省さんもやっていないということではございませんね、森林関係の問題なんかも。ちょうど去年の3月でしたか、3月25日ですかね。美波町の由岐町地区で大植林を行いましたね。あのときなんか私も参加していたんですが、恐らく徳島県であれだけの数の人が集合したイベントというのは少ないのではないかと思っております。私がちょっと推測しました数では1000人から2000人の間が

参加していたと思います。これだけ多くの皆さんが国土交通省さんの計画に参加して植林をやったわけですね。植えた木はその1日で、これも私の推定ですけれども、3万本近くは植わっておるといふふうに判断をいたしております。ですから、国土交通省さんとしては、自分たちの管轄内と申しますか範囲内で精いっぱい森林に対する行動もやられているということも皆さんご理解をいただきたいと思っております。

私たちは国土交通省さんに、道路のこと、橋のこと、いろいろお願いしていますけれども、森林のことについて余りお願いしても、これはできないことが非常に多いのではないかと、できないねだりをして余り時間をとるといふこともいかなものかと私は思っております。したがって、昨年やられましたイベントも、国土交通省さんが道路を造るといふことも大切ですが、それと同時に大切なことですので、引き続きそうした国土計画をやっていただけることをお願いしておきたいと思っております。もちろん私たちもそうしたイベントには参加しまして、木を植えることに努力、協力したいと、このように思っております。以上、簡単ですが、森林の問題に対する私のお願いでございます。

以上でございます。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。植林イベントの継続というようにお話もございましたけれども、今のご意見について事務局の方いかがでしょうか。

○河川管理者

河川調査課長をしております井上と申します。国土交通省としてできる範囲で、先ほどお話があったのは、道路事業としての取り組みも紹介していただけてどうもありがとうございました。我々も河川事業としてできる範囲は決まっておる中で、先ほどお話ししたことなんですけれども、民間活動として植樹活動も行われております。そういった中でできることを模索しつつ、そういった取り組みもできる範囲で連携ということできさせていただければと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○ファシリテータ

ありがとうございます。よろしいでしょうか。では、他の方。あの奥の方が先に手が挙がっていましたので。

○参加者（Dさん）

西新浜町のDと申します。よろしくお願ひいたします。ドーンと幼稚園のような話になりますが、今まで難しいお話をたくさん聞いておりますが、このような会に始めて参加さ

せていただいたんでございますけれども、こういうことはどんどん早く進めていただきたいという意見を持っております。というのは、やっぱり地域住民のためにも、それから経済対策においても、こういうことをどんどん進めていただくことによって徳島というものも多少は発展していくと思います。私のことを例に挙げて悪いですが、横が川なんです。その川がはん濫いたしまして、土のうを積んでくれたんですけれども、そのときが過ぎればあとはもう知らん顔で、もうやいやい思ってしまったら、ちょうど農林省の方が大きなポンプを据えていただきました。そうすると、もう既に安心感の生活ができておりますので、やっぱり早くにこういうふうなことを対策を実施してほしいと、そのように思うんです。よろしくをお願いします。

○ファシリテータ

対策の早期実施をお願いしたいということですが、何か事務局の方からご意見ございますか。

○河川管理者

河川の副所長の山地でございます。今のお話は農林省ということでございましたけれども、我々もまさにこのように整備計画をご提案して皆様の意見をお聞きしております。いろいろなご意見がある中で、いつできるということはまだわかりませんが、皆さんの意見をお聞きして、できるだけ中身に反映させて、少しでも早く実行に移していきたいと考えております。その節はまたよろしく願いいたします。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか。では、他の方。どうぞ。

○参加者（Eさん）

吉野川市のEと申します。先ほどの森林のことについてなんですけれども、私は、ここに記載されている森林保全の取り組み、関係機関と連携する、過去の砂防治山地方連絡調整会議等を利用してというふうに書かれているのですが、その取り組みでは森林保全というのは不十分だというふうに思います。温暖化であったり、生物多様性が失われていっているという地球温暖化の中で、森林の荒廃というのもかなり大きな要因を果たしていると思うんですけれども、それでこの30年間、この縦割りの行政を超えられないというふうなままでは、本当に人間の暮らしというのは危機的な状況になるのではないかとこのように思います。

この流域では、上流域の住民の間でも、それから首長の意見を聴く会でも、もっと積

極的に国交省がこの問題を解決すべく取り組む意欲を見せてほしいというような意見がずっと出されているんですね。ですので、私も下流域の住民なんですけれども、さらに踏み込んで、縦割りを超えるようなきっかけづくりをぜひこの整備計画の中に盛り込んで積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

○ファシリテータ

森林への取り組みについてももう少し積極的にということ。どうぞ。

○河川管理者

四国地方整備局で河川計画課長をしております岩男です。よろしくお願いたします。森林保全の取り組みについて30年間縦割りの行政を超えられていないと、もっと上流域の首長さんの意見なども勘案して国土交通省として積極的に取り組んでいただきたいということで、貴重なご意見をありがとうございます。我々も決して縦割りがいいと思っているわけではなくて、何とか少しずつでも河川管理者としてできる取り組みは着実に進めさせていただきたいと思っております。ただ、何度も申し上げておりますとおり、どうしてもこの整備計画というのは法定の計画でございますから、残念ながら河川管理者としてできる範囲のことしか書くことはできません。

それで、砂防治山地方連絡調整会議では不十分ではないかということで、これも実は砂防治山の取り組みでございますので、厳密に申し上げますと、河川管理者としての取り組みではございません。従来は、砂防治山の事業の連絡調整という形で行ってまいっておりました。ただ、少しでも何とかこういった縦割りに風穴をあけたいということで、2回目までの流域のご意見を伺いまして、何とかしなければいけないということで、私の方で、確かな日付は覚えてませんが、夏ごろに四国森林管理局の治山課長さんのところにお伺いしまして、吉野川の流域でこういう森林保全の取り組みについてご意見をいただいているということで、ついでには、なかなか従来国土交通省とそういう取り組みというものが公の場がなかったもので、何とか今ある枠組みの中でまず議論させていただけないでしょうかというお願いをいたしました。

一応、治山課長さんにはその場でご了解をいただいたのですが、当然そこに参加しておりますのは県の治山砂防部局等もございますので、そういったところにも担当の者がお伺いしまして、ようやく一応議論を始めるということについてはご了解いただいたと。ただ、まだ内容等まで詰められておりませんし、整備計画についても今現在ご議論をいただいているところがございますから、なかなか不十分であるということに対して、きちん

と前向に進んでいるかと言われますと、歩みは遅いのですが、これからきちっと議論できるように中身等も詰めまして連携を図っていきたいと考えておりますので、ぜひ取り組みを見守っていただくようよろしくお願いいたします。

○ファシリテータ

既存組織を少し実効性のあるものになっている最中だというお答えでしたけれども、何かございますでしょうか。よろしいですか。はい、どうぞ。

○参加者（Fさん）

徳島のFと申します。2点ほどお願いしたいと思います。現在進められている吉野川の整備計画は、第十堰の対策というものを除いた形で計画が進められております。が、どう考えてみても第十堰を除いた吉野川の整備計画はあり得ないのではないかと思います。3年や5年の計画ならいざ知らず、30年という長期の計画である以上は、現在進められているという第十堰の調査ですね、これがいつ終わり、抜本的な第十堰の対策がいつごろに策定されるのかというタイムスケジュールを、現在進めているこの整備計画の中に組み込んでいただきたいと思います。これが第1点でございます。

それと、次は池田ダムのことでございます。香川用水でございますが、洪水時の香川用水の池田ダムにおける送水操作について、洪水のときの早明浦ダム放水時に池田ダムから香川用水には送水しているのかどうかということ、これが1点です。それと、戦後最大規模となった平成16年10月20日の台風23号の洪水時には、その時点で香川用水には幾らの水を流しておりましたか、あるいは全部止めておりましたかということ。それともう1点、池田ダムから香川用水に送水する最大の送水能力ですね、最大の能力は幾らなんですかということをお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○参加者（Gさん）

ちょっといいですか。関連まとめていただいたらありがたいんですけども。

○ファシリテータ

わかりました。私もちょっと。申しわけございません。今、森林のお話が出て、Fさんから2点ほど出ていますので、Fさんへの回答を事務局からいただいて、再度森林の話題に戻したいと思います。よろしいでしょうか。Fさんから第十のスケジュールと香川用水についての2点、香川用水については3点ほど質問がございましたけれども、これについてまずお答えいただきたいと思います。

○河川管理者

四国地方整備局で河川計画課長をしております岩男です。よろしくお願いたします。第十堰についてスケジュール等をこの整備計画に組み込んでいただきたいということでございますけれども、第十堰について課題があつて何らかの対応が必要という整備局の認識については変わるものではございません。ただ、第十堰につきましては可動堰化をめぐるまして様々な意見がありまして、現在こういう形に至っておるといふ認識でございます。整備局としましては、吉野川の河川整備計画につきましては徳島県知事の意見などもいただきましたところを勘案しまして、吉野川の河川整備につきましては現在進めております抜本的な第十堰を除く部分のところと、それから抜本的な第十堰の対策のあり方の2つに分けて検討を進めていくということにしております。

それで、スケジュールにつきましては、現在、まことに申しわけないんですけれども、第十堰につきましては様々な課題がありますので、そういった課題をきちんと明らかにして議論をしていくためには、きちんとした調査を行つて進めていかなければならないということで、いろいろな調査をさせていただいておりまして、なかなか現状でいつ始められるかとか、そういったスケジュールというものをお示しできないことを申しわけなく思っております。今後きちんとして調査を進めまして、一日でも早く議論が進められますよう努力していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○ファシリテータ

香川用水について、どうぞ。

○河川管理者

ダムを管理しております水資源機構池田総合管理所の所長の片山でございます。池田ダムにつきましては3点ご質問がございました。まず、洪水時に送水しているのかという最初の質問でございますが、香川用水は御存じのとおり水道用水と工業用水と農業用水とございまして、洪水時も送水しております。ただ、洪水時にどれだけ送っているかということなんです、洪水の大きさによらずにその期間に応じた、例えば夏場だったら多い流量、それから今の時期だったら少ない流量というような形で、その期別に応じた流量を送水しております。

2番目の平成16年の23号台風のときに幾らの水を流していたかと。手元にはちょっと資料がないんですが、大体その時期でいきますと合わせて約4.5m³/sぐらいだったと思ひ

ますが、それぐらい送っていたかと思います。それから、最大何 m^3/s 送れるのかということでございますが、一番夏場のときに $15.8m^3/s$ まで送るようになっていきます。

以上でございます。

○ファシリテータ

今のお答えに対して、Fさんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。すみません。もう一度話題を森林の方に戻しまして、森林に関連した意見をまず皆さん方から伺っていきたくと思います。どうぞ。

○参加者（Hさん）

Hと申します。森林の効果といいますか森林の貯水量、こういうことについて申し上げたいと思います。私は、私のことになって恐縮ですけれども、昭和の7年ぐらいから山へしょっちゅう上がっておりまして、山の植生とか山の分布とかそんなのを調べております。有名なのは〇〇氏とか、それから今生きておる方では〇〇君とか、こういうような人が山の調査、山へよく入っておるんです。それで、私たちも山へ入っておりまして、戦前においては、これはもう原生林で、剣山山脈、四国山脈、山系、特に徳島県におきましても原始林が生い茂っておったんです。

ところが、戦後になりまして、徳島県の方針としまして、1200m、1300m、それから上は残すけれども、それから下は全部切ってしまうて、そして家を建てたりする材木に使ったわけです。それで、1200、1300以下は、まあ極端に言うたら坊主になってしまって、特にアカマツを植えろと、こういうふうなことで、アカマツとか杉とかヒノキとかこういうものを植えたんです。杉やヒノキは保水力がないんです。こいつは保水力がない。その前は、広葉樹で生い茂っておったんです、四国山脈はね。ところが徳島県は1200から1300までは切ってしまうて、そして戦後の荒廃しておる建築に使えというて切ったんですね。それというものですから、今まで生い茂っておったブナとかそういう広葉樹林をずっと千二、三百までは切ってしまうて、それで極端に言うたら坊主になったんです。

その極端な例が垢離取川なんかはそうです。垢離取川は昔は青々と茂って、青々と水がたまって、夏でも寒かったんです。今垢離取川見てください。小さな溝みたいになっておる。実に垢離取川へ行って、これが昔の垢離取川のため池があった。夏でも寒いため池かと思うんですが、それが今は溝みたいになんちろちろ水が流れておる。これは実に貯水力からいいましても、これはまことに心寒いようなやり方です。こういうことを県や会社はよく認識してほしいんですけれどもね。特に工事局なんかもこれを認識していただいて、

特に貯水力にかかっていう人は、これをよく認識してもらわないかん。

森林があると貯水力があると、こう言うんですが、今の森林では全く貯水力がない。雨が降ったらさあっと皆流れてしまうんです。今の森林はね。ですから、我々は森林を守らないかん。戦後、切る前に私は剣山の山脈、植物やっておる先生らと一緒に森林をずっと歩いたんです。そのとき歩いたときには原生林が生い茂っておったんです。原生林がね。そして、その生い茂っておる原生林の落ち葉を歩いたら、落ち葉がぷすっと穴があいて、十二、三cmぷすっと穴があくんです。これぐらい落ち葉が貯まっておった。そのときは保水力があったんです。

今はどうですか。1200から1300、頂上まで皆切ってしまって、雨が降ったら皆さあっと流れてしまうんです。一つも貯水力がない。これは、自然保護をしている人らは現実の山を見てください。ところが、高知県見てください。高知県は原生林がそのまま残っております。だから高知県には珍しい植物がたくさん残っておる。徳島県は、珍しい植物は剣山の周辺とか、あるところに限られてわずかしかない。こういうような状態ですから、我々は森林を守らないかん。そして、この現実を知らないかんです。

これから徳島県も50年、100年たてば、今言う杉、ヒノキが生い茂ってくるでしょう。今はだめです。どうしても我々は50年、また100年たつと、初めてこの杉、ヒノキ、そういうふうなものが生えてくるんですが、前見たように広葉樹はもう今は一つもないんです。広葉樹でなければ保水力は少ないんですけれども、アカマツとか松とか杉、ヒノキ、こういう針葉樹は保水力が少ないんです。そういう意味におきまして、建設省におきましても森林の保護というようなことを。私はこれから50年、100年先、これを期待しておるわけなんです。50年、100年たちますというと、その木が太ってきます。また、保水力も出てくると。そういうことになるわけでございますので、ぜひとも森林の保護ということ、保水力ということをするためには、しばらくやっぱり第十堰をこしらえんというと水は貯まらんのです。これは、森林の中では貯まらんのです。保水力はないんです。

そういう意味におきまして、第十の開閉、これは、今の知事は30年先になったら考えると言うておるが、こんなこと大反対です。あんな知事はわしやめてもらいたい。徳島県に一生懸命に南海地震とかそういうことを言って、南海地震には力入れておるけれども、南海地震と同様に吉野川の水害というのは力を入れてもらわないかんです。今の知事は30年先と。30年先まで知事しておるんですか、これね。だれが30年先まで知事させますか。こういう意味におきまして、現実を考えて南海地震と同様に吉野川の保水ということを考え

てもらいたいと。建設省におきましてもこういうのをよく考えて、それで実施していただいて、30年先やいうたら、これはもう笑い事ですよ。どうぞお願いいたします。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。Hさんからは森林を守るというお話と、現状では森林の効果が期待できない中で第十堰の対策についてのご意見がございました。

○河川管理者

河川調査課長をしております井上と申します。整備計画の素案、薄い方の冊子の5-2ページをごらんいただければと思います。冒頭の説明でもお話しさせていただきましたが、コラム①ということで森林の水源涵養ということの説明をさせていただいております。Hさんのお話の中では森林の貯水量というような言葉が使われていたかと思いますが、そういった森林の水源涵養機能を説明するとすると、まず雨が川まで流れていく過程が非常に複雑であるということが言えると思います。

冒頭の説明でもお話ししましたが、雨が降ってきてそのまま地表に落ちるものもあつたり葉っぱではねたりとかいうのがあつたり、川に伝わるまでの間に表面を流れていったり地中を流れていったりと非常に複雑であつて、さらに、Hさんのお話にあつたくぼみができる場所もあつたりであるとか、そもそも様々な木があるとかというお話もあるかと思いますが、5ページに戻っていただいて、図-1.1.7で土地利用ということでお示しております。吉野川流域約8割が森林ということで、この多くが森林ということが言えると思います。

そういった意味では、Hさんがごらんになった場所では、確かにそういうくぼんでいる場所であるとか広葉樹が減っている場所であるとか針葉樹が増えている場所があるかもしれません。ただ、これだけ広いところを全体的に見ますと、5-1ページの棒グラフをごらんいただければと思いますけれども、5-1ページの真ん中ぐらいにこのような棒グラフをお示しておりますけれども、一番左の1960年代から2000年に至る過程で、広い吉野川流域の約8割を占める森林の樹種が1960年代から40年間にわたりどのように推移したかというグラフなんですけれども、森林の面積は1960年のころからは若干増えているということが言えます。

お手元の資料では、一番上の黒い部分が人工針葉樹で白っぽい部分が天然林の針葉樹、一番下の灰色の部分が天然林の広葉樹になっております。全体的な推移を過去から見てみますと、吉野川流域の森林の面積は非常に広いので、天然の広葉樹については若干減って

いるものの、大きな変化はしていないと見ることができます。このように、一部の場所を見ると、広葉樹が減っているであるとか針葉樹が増えている場所もあるかもしれません。確かに1960年代から比べると人工の針葉樹が増えているのがわかるので、そういうふうに見受けられるかもしれませんが、森林面積自体は過去から増えていたりしますし、そういったことを踏まえると、森林をどのように見ていくか、大きな目で吉野川の治水に関する面で物を見ると、大きな捉え方をしないといけないと思います。

一方で、冒頭の説明でお話ししましたが、森林は治水上も重要であるということです。森林については宅地とか農地とかと比べると保水能力が高いということで、森林を保全していくことは治水上も重要ですよというように理解はしておりますので、そういった理解を情報共有とかをしていくことで、関係機関との連携により森林保全の取り組みをしていければと考えております。

以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。では、森林のことということで。どうぞ。

○参加者（Gさん）

徳島市のGと申します。森林について関連なんですけれども、森林の保全をしなければならぬということは、全員というか国交省さんも一致しているようなんですけれども、配られた資料の整備計画の説明資料の中で学術会議について載っているんですけれども、宅地や農地と比べて、先ほども映していただきましたけれども、保水能力が高く保全していくことは治水上も重要とありますけれども、吉野川の流域8割が森林といいます。では、8割のうちどれぐらいが適正に管理されている森林で、どれぐらい管理が放置されて適正でないと認識されているのか。そしてこれからの整備によって森林の適正管理がどう推移していくのかということをごをどう把握されているのでしょうか。まずお答えください。

○ファシリテータ

森林の適正な管理についてということで。どうぞ。

○河川管理者

河川調査課長をしております井上と申します。森林の適正な管理については、それを所掌する関係機関がやることだと思っております。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Gさん）

計画に「適正な管理が必要」ということを載せて、洪水緩和機能でも学術会議の資料を載せまして、ピークカット、中小洪水には効くけれども大洪水には効かないというふうに、治水上もそれから保水上も、森林の機能は、工事ができない理由づけにはしていますけれども、森林が与える影響については関知しないというのでは河川の管理はできないと思います。

例えば、日本学術会議の中で、土砂の流出機能がうたわれていますけれども、なぜこれをこの中に含めないのか。土砂流出の流出量をどれぐらいと含めているのかをやらない限り、ダム堆砂は全然減らないわけですし、ダム堆砂について今まで国交省さんがやってきた事業の中で、すべてのダムで当初想定堆砂量よりも実績堆砂量というのが上回って、上流域の首長さんたちからも、このダムの濁水、堆砂の問題を指摘されて、抜本的な対策がとれないというふうにあるわけです。それについて税金を使って事業を行っている以上、これをちゃんと計画に含めるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○ファシリテータ

森林の土砂流出の効果とダム堆砂対策についてですけれども。

○河川管理者

河川調査課長の井上と申します。整備計画の素案の中で森林の保全の必要性を載せているということなんですけれども、吉野川水系には様々な課題がある、したがって森林保全に取り組む必要性はあるかもしれないと。しかし、一方で、我々は河川法に従ってやることを整備計画に書いているので限界があるということで、森林保全については、関係機関と連携して取り組むということを書いております。

また、学術会議の資料の話をされております。それについては、こちらの皆さんにお配りしておる資料にも載せておるところなんですけれども、こちらの資料自体が整備計画の内容ではなくて、皆様からいただいた主なご意見に対してできるだけ丁寧にご説明させていただきたいということで、皆様のご理解が深まればということで、学術会議の資料についても参考という形で掲載しております。農林水産省が諮問してそのような見解を得ているということが事実としてございますので、それを参考資料として載せているということです。

○ファシリテータ

どうぞ。

○参加者（Gさん）

これはあくまで参考資料であるということなんですけれども、当時の国交省さんが出されているダムに対する当初想定堆砂量というのと実質の実績堆砂量というのにこれだけ開きがあって、余分にお金をかけて事業をして堆砂を排砂している以上、これを防止するのは河川管理者である国交省さんの役割であるわけです。それに対して排砂の為にいろんな対策、各地で苦しんでおりますけれども、漁協さんからも流域の首長さんからも住民からも、濁水であるとか漁獲量であるとかたくさん意見が出ているにもかかわらず、抜本的な対策がとれずにいるのに。

学術会議には堆砂を止めるための対策としてきちんと数字のデータが示されております。森林の与える影響が表面浸食防止機能としてきちんと計算をされているわけです。これについて触れずに、8割を占める流域の影響する森林について全く計画に含めないという事業はあり得ないと思います。これで正当な事業が、実際ダムに堆砂も貯まらずに想定よりも少ない事業費でやれているのなら申しませんけれども、結局責任をとってくださるはずの国交省さんは抜本的な対策ができないような状況で、これ以上余分な税金を排出することはできないと思いますけれども。

○ファシリテータ

ダム堆砂と森林の関係ということで、いかがでしょうか。

○河川管理者

河川調査課長の井上です。日本学術会議の中で土砂表面浸食防止量のデータが載せられているということですが、どのような記載、どのようなご理解でいらっしゃるのか、どのように書かれているかを教えてくださいませんか。

○参加者（Gさん）

森林の表面浸食防止量です。そこの記述のところは御存じでしょうか。そこのところの単位当たりの面積も出ておりますし、それには、それは前提として管理された森林というふうになっています。このデータは管理された森林という把握なしに使えないと思うんですけれども。学術会議も、洪水緩和防止機能にしても土砂流出防止機能にしても、適正に管理されたという前提で書かれているわけです。とすれば、適正に森林が管理されない以上、こういう森林の効果というのはいらないわけですね。それならば、土砂流出防止機能にしても、森林に対して今期待している以上の流入がこれから見込まれるわけですから、適正管理を最低限求めるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○ファシリテータ

どうぞ。

○河川管理者

河川調査課長の井上です。やりとり自体がちょっと長くなりますけれども、よろしいでしょうか。

○ファシリテータ

簡潔にやりとりしていただければと思いますけれども。

○河川管理者

はい。では、ちょっと読ませていただきます。私の方にも日本学術会議の資料が手元にありますので。学術会議の記載の文章を読ませていただきますと、土砂災害防止機能であるとか土壌保全機能という中で、そのような機能は全体的に云々かんぬん、データの量と精度に応じた定量的評価が可能と。必ずしも正確な定量的評価が可能と言っているのではなくて、データの量と精度に応じた定量的評価が可能と記載されております。

先ほどからGさんが定量的評価で数字が書かれてあると書いておるところなんですけれども、そこをちょっと読ませていただきますと、一番最後に、私の理解では参考的な情報として記載されておると思いますけれども、なお、林野庁は、地質区分ごとの有林地、無林地の浸食土砂量の差から、日本の森林の表面浸食防止量を出しているんですね。日本のデータを林野庁がやっているということです。

○ファシリテータ

学術会議のテキストの読み方の議論をこれ以上するよりも、Gさんから提示のあったダム堆砂と森林の機能とか、森林の管理についてどう考えるかというところで意見交換を深めていただければと思うんですけれども。どうぞ。

○河川管理者

四国山地砂防事務所の石塚と申します。すいません、日本学術会議の方にちょっと戻りますけれども、要は、データをどういう前提で集められていて、それをどういう使い方ができるか、適用性の問題がまずあるんです。学術会議が出されている数字だからといって、日本の森林のすべての場所を、いろんな流域には地質の状況だとか地形の状況だとかいろんな差異がありますので、学術会議で出されている数字については私も見ましたけれども、それはマクロ、日本全国的な森林政策を論じるときに使える数字としてこういうものがあるという前提で出されているんだと思います。

我々は、それぞれ我々の事業では砂防事業をやっていますけれども、砂防事業の事業箇所では、我々の流域で過去どのような土砂流出があったかということ、我々はきちんとそういうものを計測してはかった上で計画を立てているということですので、その数字の適用性のところについてはご理解いただきたいと。すいません。ちょっと議論を戻しましたけれども、私からは以上です。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○河川管理者

水資源機構池田総合管理所の所長の片山でございます。ダムを管理しております、管理の実情について前のグラフを使って説明させていただきたいと思っております。早明浦ダムですが、上から洪水調節容量が9000万 m^3 でございます。それから発電容量2600万 m^3 、それから1億7300万 m^3 が利水容量になっております。その下に、発電を効率するよくための権利設定されてない容量も1000万 m^3 でございます。その下に1700万 m^3 の堆砂容量があるという状況でございます。

堆砂容量、それをグラフに載せており、素案の方に全く一緒のようなグラフが載ってまして、確かに50年、51年と大きな洪水がございました。50年は7200 m^3/s ぐらいの流入量があつて、それから51年は1週間に1724mm降るといような大きな出水がございまして、堆砂量がそこでかくっと上がっておるわけですが、それ以降につきましては、我々が想定している計画量の推定線をたどっております、それが差分でいきますと200から300万 m^3 と考えておるわけでございますが、現時点でいいますと、利水容量あるいは治水容量に占める割合も小さくて、その傾向の推移を見守っていきたいと思っております。

それから、毎年堆砂容量というのは今ごろ測量しまして公表等しております。また、新たな知見等入ってきたら堆砂の管理をしていきたいと思っております。それから、濁水時やはり濁水というところで泥の中をどうしても水が流れてきますので、濁水問題として堆砂を一部除去しております。それも上流の住民説明会等々で説明させていただいております。今の実際の管理の実情ということで報告させていただきます。

○ファシリテータ

管理実情ということで、ご提示のあった堆砂対策と森林の関係とか森林の適正な管理という観点からいかがでしょうか。再三、国交省の限界というような話は説明を受けているんですけれども、堆砂対策という観点も新たに提示されていますし、そこら辺で森林の適

正な管理ということについて何か事務局の方からございませんでしょうか。

○河川管理者

河川計画課長をしております岩男です。森林の適切な管理につきましては、当然今までも申し上げておりますとおり、必要なことだと思えます。堆砂対策に見込まれてないという話もございましたけれども、今申し上げましたとおりトレンドとしては概ね合っているということで、例えば50年とか51年とか、近年では平成16年とかございますけれども、そういったところは大きな洪水とかがありまして、表面侵食ではない崩壊とかそういったものに起因するのではないのかなと。

16年の方でも、徳島も洪水がありましたけれども、そのときは早明浦の上流でも大変な土砂災害が起きまして、高知の塾で山に上がっていった方が孤立してヘリコプターで救出されたとかそういうニュースをお聞きになった方もいるかと思いますが、各所で道路が寸断されるようなひどい土砂災害がございました。そういった突発的な災害のようなものが見込まれていなかったとういのは、確かに計画としてはございますけれども、概ねトレンドとしてはそれなりに森林の機能なども評価できたような形にはなっておるのではないかと思います。

ただ、そうは言いましても、定量的に評価できるかどうかというところは、先ほど申し上げましたとおりなかなか難しい面はございますけれども、適正な森林の管理というのはもちろん必要ですし重要だと思えます。ただ、これは再三申し上げておりますとおり、我々としては、それは林野庁さんにお任せするしかないというのが現状でございまして、少しでもいい森林になるように、できる範囲のことをしていくということが河川管理者のできることであるし、責務であると考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○ファシリテータ

はい、よろしいですか。どうぞ。

○参加者（Gさん）

林野庁の管轄であるから土砂が幾ら流入しようが構わないということでは、本当に、これ計画の中に、森林なしに計画ができると私は思えないんですけれども。先ほど、それを質問したときには連絡調整会議でもやっているのだということをご説明いただいて、連絡調整会議やってないではないかということになると、今度は課長に言ってできるようにするんだという、何かお返事も二転三転していますけれども、本当に連携してやるということについてももう少ししっかり考えていただかないと。まず、ここの森林なしに河川の対策

というのではないと思うんです。

それと、堆砂なんですけれども、とてもおっしゃること、これは大体想定内であって、大きな台風の時だけは考えてなかったんだというようなお答えですけれども、流域の首長さんとか上流域の意見を聞きましても、濁水の問題、漁獲量が減って魚が食べられなくなった、本当に水が濁ってしょうがないという意見がほとんどを占めていて、これをもうちょっと連携してやってくださいというようなご要望ばかりです。そして、それに対してまともな答えをされていない。こちらからもそれを求めているのに、林野庁のやることやということでデータさえも把握されていない。

全国的なデータ、学会会議が全国的なデータを出すのは当たり前であって、それならば国交省が求めて四国のデータも出させるべきですし、一緒に連携してやるべきです。堆砂量がこうやって全国で堆砂量を大体計算できるのであれば、どうして四国の計画の前にそれをトライされなかったのか。まずそれをすべきだったかと思えますけれども。それを、本当に今ここで森林の専門家の方の堆砂に対する意見を聞きたい気持ちです。こういうときに、国交省さんからの答えだけではなしに、林野庁のデータですからわかりませんではなしに、本当に林野庁の方でもいいですし専門家の方でもいいです、ちゃんとしたお答えを聞かないと、私たちも求めていきようがありません。（拍手）

なので、この場でこういう議論をするのであれば、そういう関係機関の方も来ていただき、そしてそれはやっぱり国交省さんのおっしゃるとおりであるとか、森林的にはこうなっていますとかということを示していただかない限り、林野庁の仕事であるとか農水省の仕事であるとかそういうことをお聞かせいただいても、森林が河川に与える影響があるということはわかっておきながら計画を立てるといって、この無謀なことを繰り返しているから何重にも税金を使ってしまうようなことになるのではないですか。そのことそのもの、このあり方そのものを、これは、今日は全体のあり方そのものも言っているはずなので、お答えいただきたいと思えますけれども。

○ファシリテータ

まず森林の方から少し整理していきたいと思えます。どうぞ。

○河川管理者

四国地方整備局で河川計画課長をしております岩男です。まず森林の方なんですけれども、森林について我々は決して適切に評価していないということは現状では思っています。確かに早明浦ダムは昭和50年にできたダムですので大変古いダムでございまして、そ

のときには残念ながら、流域の表面的な流出とかそういったものに対する堆砂の予測はこれで概ね合っていたけれども、崩壊とかそういったものに対する備えが残念ながらできていなかったということで、それは必ずしも森林とかいったものに限ったものではなくて、流域の地質の状況とかそういった知見が当時の計画では得られていなかったということだと思います。

○参加者（Gさん）

それは、「だと思います」というのは推定ですか、それとも確信ですか。

○河川管理者

そうだったということです。確信です。

○参加者（Gさん）

それは森林の影響ではないんですね。

○河川管理者

森林の影響ではない、例えば崩壊が森林の影響かそうでないかというものは、個別の崩壊地の状況などによりますので一概には言えないと思います。

○参加者（Gさん）

一概には言えないですか。

○河川管理者

一概には言えないです、森林の影響というのは。

○参加者（Gさん）

では、影響だったとも言えないし、影響でなかったとも言えないですね。はっきりさせてください。

○河川管理者

言えないです。はい。

森林については、建設当時の考え方としましては、その当時持てる技術力で評価をしてこのような当初の推定の堆砂量を引いて、傾向としては概ね合っているとご理解いただければと思います。

それから、関係の学識者の方などを呼んでいただきたいということがございますけれども、これにつきましては、従来から申し上げているとおり、この河川整備計画というのは国土交通省が河川管理者として法律に基づいて整備計画を作るものがございます。したがって、個別に関係行政機関の方をお呼びして議論をするという場にはなっておりませ

るので、そのようなことをするつもりは今後ありませんということでご理解いただきたいと思います。

○ファシリテータ

はい。ちょっとお待ちくださいね。森林の件についてはとりあえずこれで話題が変わると思いますが、よろしいですか。では、もう1点どうぞ。それで、申しわけないんですが、森林の意見交換を終わると1時間半近くたっておりますので、一度休憩を挟んで次のテーマに移っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。どうぞ。

○参加者（Gさん）

先ほど意見を、これは森林の影響があった、なかったということについてはっきりお答え、これは推定できないというお答えをいただきましたけれども、それでも本当に推定すべきであるし、早明浦ダムだけではなくに柳瀬ダムでも経年変化というところでは、当初の推定量よりも実質堆砂量の方がまさっているということで、各ダムとも本当にこんなにたくさん堆砂がどんどん貯まって行って、それを濁水のためにまたトラックで運び出すというような対策をとっているということは、本当に私たちにとって大きな迷惑です。それが本当にどれだけ森林の影響があるかも全くデータも収集せず、関係機関とも連携せず、それで工事実施基本計画を立てようと言われても納得ができません。このまま堆砂をどんどん貯めて行って、トラックで運び出してというような対策で、あとは林野庁に任せるといようなご説明をいただいても、この計画、30年も放置することができません。

それと、専門家を呼べないということですがけれども、それならばなぜ森林の影響など、これに示していただくわけですがけれども、本当にそれのご説明なしには計画そのものが無理なのではないでしょうか。流域の影響、河川に勘案せずに専門家の意見も聴かずにこれを議論せよというのは本当に無理があると思います。それと、データの公平性ですね。これは本当に国交省さんのマジックだと思うんですがけれども、都合のいいところだけ森林のデータについても公表してきている。これの公平性についてはだれが本当に決めてくれるのでしょうか。この会のあり方そのもので、だれが学識者は呼べないであるとか、このデータは正しいであるとか判断してくれないと、私たちは示されたものの中だけで議論をするというのでは納得できませんけれども。

○ファシリテータ

すいません。他の方の発言中はできれば静粛にお願いしたいと思います。どうぞ。

○河川管理者

堆砂量のお話でデータ収集が適切でなかったとかいうお話なんですけれども、現在お示ししているのが整備計画の素案に至る、整備計画の素案に関する説明ということで、それに至る過程をできるだけわかりやすく丁寧に説明させていただいておるところなんですけれども、堆砂量がそもそもどのように見込まれているのかとか、どのようなデータ、どのような手法で見込まれているのかについては、当時のやり方で適切にやってきたというお話なんですけれども、かなり入り口の話になるんですけど、いずれにしろ、各基準とから従って適切にやっておるところです。詳細はちょっとお願いいたします。

○河川管理者

吉野川ダム統合管理事務所長の岡崎でございます。よろしく申し上げます。堆砂の問題、濁水の問題、いろいろご意見ありがとうございます。堆砂につきまして、現時点においては先ほど申しましたように、早明浦ダムにつきましては計画堆砂量の大体5割足らずということで、現状において緊急的に何か問題があるということではなくて、治水とか利水とかそういったことに機能障害が出ておるというわけではございません。しかしながら、先ほど、堆砂がオーバーしているというような話がありましたけれども、それは5割ということと、ほぼ計画勾配でということをご理解いただきたいと思います。

堆砂量につきましては、当初、早明浦ダムにつきましては、昭和50年に完成しまして運用しておりますので、計画がそれよりずっと以前に作られております。大体当時の考え方としましては、実績の流入土砂量などをもとに推定しておりますけれども、それは各ダムに貯まっている実績の土砂量などを参考に決められております。早明浦ダムの場合も、当時田中氏の方法ということでいろいろ、推定式はたくさんあるんですけれども、そういう方法を採用しまして、実際の流出土砂量、各ダムの実績なども参考に設定しております。ということで、森林とかそういった機能も含まれた計画値ということでご理解をいただきたいと思います。

それと、濁水につきましては、洪水になればそれはダムがなくても支川筋、一時的にでも濁水が発生いたします。特に早明浦ダムで問題になっていますのは、濁水が長期化するというようなことがあります。これにつきましては、ダムで洪水調節するのですから当然濁水を貯め込みます。それで、その後、無害流量といいますか、雨が上がった後に下流に流してさらに水位を下げるといった操作をするのですけれども、そのときに抱え込んでしまった濁水を長く放流してしまうということになっております。これにつきましても、何もしないというわけではなくて、放流設備の増設というのも考えておりますけれども、そう

いったものが濁水を速やかに放流すると。洪水時は当然下流に流れていきますので、そういったことも検討しながらこれから取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Gさん）

濁水の問題もなんですけれども、やはり納得できません。濁水を下流に出せば下流の方たちは出さないでくれというような要望も上がっているわけです。なので、もっと川上の対策をとらない限りはこの問題も解決しないわけですし、ただいま森林の機能も見込んでおられたということで、これは昔の計画だったということですが、ならばこれは適正管理された森林を前提にされてたわけで、これから森林の状況がどう変化していったら、本当に適正管理がされていくのかいかないのかということは大きな問題であるわけなので、そこをちゃんと国交省さんとして把握しておいていただかないと、これは、今以上の放置森林がふえますと、今以上の流入が見込まれると考えられますけれども、それについてはいかがですか。

○ファシリテータ

はい。いかがでしょうか。ちょっと技術的な話というよりも、むしろ根本に立ち返ると、濁水対策としての森林ということからこの議論は始まっていると思いますので、その点について事務局から一度お答えいただいたらいいかと思うのですが。

○河川管理者

四国山地砂防事務所の所長の石塚と申します。森林がよく管理されている状態かどうかというのをよく把握しておくということだと思っておりますが、回答としてはちょっとずれるのかもしれませんが、先ほど申し上げた学術会議の数字についても、これはよく管理された森林という前提があります。それで、例えば今、間伐が進んでない人工林の問題とかがありまして、そういった場で土砂生産がどのぐらい増えているとか、崩壊を発生する確率をどのぐらい上げるとか、そういったところは今の学術レベルからはよくわかっていないといえますか、研究途上なんです。

我々としては、おっしゃるとおり森林がよく管理されているかどうか、状態だけでも把握するという必要は必要なことだと思いますけれども、では、それが定量的にどういった影響を下流に与えるのかとか、ましてやその効果を何か評価するとかそういった点に関し

では、今の段階では研究途上の問題というのがまず実態としてあるということだけ、ちょっと解説させていただきたいと思います。

○ファシリテータ

ちょっとお待ちくださいね。確かにこちらの方はかなり長時間お話しされているので、そろそろ打ち切るということではなくて、一度要点を整理した上で意見交換を最後にして一度休憩を入れたいと思いますのでよろしくお願いします。

○参加者（Gさん）

お答えいただけないのでちょっと長くなっていますが、確かに手入れをされていない森林がどれぐらい土砂を排出するのかという研究については、今科学技術庁でもやっていて中間報告が出ているような状況で、表層流が発生して、放置された森林は裸地よりも土砂を流出するというような報告が出ております。ということは、放置されているか適正に管理されているか、今これは適正に管理されていることが前提の国交省さんの計画だということを頭に入れておいていただかないと、これからどれぐらい放置されていくのかということなしにこの計画を立てれば、本当に大変なことになります。それをやらずにこのまま進めていくというのにはどうしても違和感があるし、本当に専門家の意見をそのことについて聞きたいです。

それについて他の方にも、専門家の方を招くかどうかについては国交省さんからいただくということではなくて、必要性について、ちょっとこれは議論が平行になってしまっていますので、森林についてでも何でもいいですけども、私も本当に聞きたいです。学者であるとか林野庁であるとか農水省であるとか、他の方もぜひ召喚していただいた意見交換をここで国交省さんにぜひもう一度お願いしたいと思いますけれども、それについて議事進行していただけませんでしょうか。

○ファシリテータ

わかりました。では、一度休憩を挟んで、今ご指摘のあった点について皆さん方からもご意見を伺っていきたいと思いますので。ただいま3時27分ぐらいになっていますので、3時40分まで休憩を入れたいと思います。

[午後 3時27分 休憩]

[午後 3時40分 再開]

5. 議事（4）

質疑応答・意見交換

○ファシリテータ

はい、それでは再開したいと思います。

先ほど森林の話が結構長引いたというか、意見交換に時間をとりまして、皆さんに、事務局も含めてお願いです。できるだけたくさんの方に意見表明していただきたい、あるいは意見交換していただきたいので、発言は極力簡潔にお願いしたいと思います。私の方から特に遮るといふようなことはしたくはないと思っていますが、なるべく多くの方に発言していただけるように、この点ご協力いただければと思います。

それでは、休憩前のお話として、専門家を交えたこういった会のあり方についてということで、Gさんの方からご意見がございました。この点について少し意見交換ができればと思いますけれども。

○参加者（Iさん）

ちょっと今の喜多さんのご発言について。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Iさん）

徳島市のIです。今回の集まりのそもそもの趣旨なんですけれども、やはりきちんとした議論を保証するというふうなことからされているわけですね。ですから、もちろんそれぞれが簡潔に的を射た発言の意見交換をするというのは大前提なんですけれども、先ほど森林問題について何度か繰り返し意見の応答がされました。このことを指して、簡潔でなかったというふうに今ご指摘されたんでしょうか。

○ファシリテータ

そういう意味ではございません。

○参加者（Iさん）

そうではないですね。いろいろご意見が出ていたものですから、一人だけがマイクを握って何だと、これは感情としてはわかります。もちろん、いろんな意見を言いたいから皆さん寄っている。ところが、問題はたくさんの方が言えばそれでいいということはないはずです。それは、この間の意見聴取の会で繰り返し出てきました。納得しないことがずっと次々積み重なっていただけなんです。だから、そういうことのないように、一つ一つのテーマについて納得のいくような議論の応酬をして納得して次に進んでいく、これはやはり合意形成の大前提だと思うんですね。だとしたら、今もしそれが本当に難しいのであれ

ば、この仕組み自体に何か工夫をしないとその問題は解決できないかもしれない。そのことを念頭に置いておいてください。そうすることで、たくさんの人の意見を言うということでもって議論の応答を抑えるということは、これは絶対にやめてもらいたい。そういう形でできる計画素案というのは決して祝福されたものにはなりません。これは第十堰の経験が示すとおりです。ですから、そういうことを念頭に置いて、今休憩前に行われた議論というのは、科学的に納得できないという点についてのやりとりでした。これは、もうぜひとも詰めていただきたいというふうに思います。

そうしないと、これは僕今日初めて言うので言わせていただきたいんですけど、岩男さんでしたかね、冒頭に説明された。新しい河川法に基づいて今のこの整備計画を作っているのだと、新しい河川法の課題というのは4つの課題があつて、これは総合的な管理が必要なんだと、それをやろうとするのが整備計画なんだということをされました。もしそうだとすれば、これは非常に率直なご意見で僕はすとんと落ちたんですけども、我々には限界があるんだということを率直におっしゃった。僕は、この点こそが、整備計画で30年間の住民の安全を作るためにどうするのかということをも住民も行政も自治体も一緒になってする、しなければそれができないという、この課題だと思うんですね。

それをしない限り、冒頭に元知事さんがおっしゃった150分の1の当時の2万4000から1万9000に落ちた、その差を一体どうするんだと、それがはっきりされなったら安心できないという、結局そこに戻るんですよ。それは、河川管理者がもし限定された川の中だけで安全を向上するというのもう限界が来た、だから河川法で総合的な計画を作らないとできないというふうな新しい難しい課題が出てきた、そこにあるんですよ。だから、この整備計画素案を作るときの仕組み、どんなふうな仕組みが作られればそういった難しい課題ができるのかということに、あれだけ我々はこだわってきたんです。一方的な意見を聞いたならそれでできるというものではないということも言ってきたんです。それが、いまだに出てるじゃないですか。そこを僕はぜひ議論してほしいんです。

そこで、少なくとも森林の問題だけについては、これは荒廃した森林の状態が河川管理に悪影響を及ぼすということは、もうこれは既にここに書かれているとおりです。けれども、どこまで、どういった状態が適正な管理なのか荒廃しているのか基準がわからない。しかも、その把握しているのが林野庁ですかね、要するに他の部局である。だとしたら、本当に生命・財産の安全を高めるために必要な基礎データが把握できない状態で整備計画素案を作ることはできません。これは、多分ここに来られている皆さん一致しているところ

ろだと思っんです。だとしたら、することは1つなんです。その整備計画を作るために必要なデータを専門的な、それぞれの縦割りだったらそういった方を呼ぶ、呼べないのであれば専門家を呼ぶ、そして住民と一緒に知恵を出し合っって議論をする場を作りましようよ。それがなぜできないんですか。それはぜひ僕は、この休憩後の冒頭の大きな議論の課題として進めてもらいたいと思っます。

○ファシリテータ

わかりました。今の件について、少し皆さん方で意見交換していただければと思っますので、どうぞ。

○参加者（Cさん）

今ね、先ほどからやっっていた議論というのは森林の問題とかダムの問題をやっっていたでしょう。それが、私はまだまだその問題について実は意見を述べてないんですよ。これから意見を。

○ファシリテータ

すいません、ちょっとお名前を。

○参加者（Cさん）

徳島のCです。これから意見を出したいと思っている矢先に、今度は急転してその問題を離れてですよ、何かその会議の仕方か何か知らんけれども、そっちの方へ勝手に行こうとするというのはどういうことなんでしょう。私たちはダムとか森林についてまだまだ論議したいんですよ。これを、手を挙げて、何回も挙げたんですよ。それを発言させずにおっって全く違う方向へ持っていくということは、これはどうしても承諾できません。もしやるんだったら、私の意見をまず聞いてください。ダムの問題です。関連問題ですよ、これは。

○ファシリテータ

はい、わかりました。Iさんからもご呈示がございました、1つのテーマについて徹底的に議論ということですので、ご呈示のあつたことについては後ほどということ。ダムあるいは森林について、こちらはまだご意見があるということなんで、まず表明していただければと思っます。どうぞ。

○参加者（Cさん）

先ほどから、ダムに砂が貯まるということを盛んに言われているんですよ。それは当然のことだと私は理解をいたしておっります。と申しますのは、吉野川のダムからちょっと外

れるかしれませんけれども、那賀川の長安口ダムを造った当時、私たちがまだ二十五、六のときでしたが、そのときに、ダムというものはどういうものであるかということをおたちはよく聞いているんですが、ダムの寿命は100年ですよと、100年たったらダムが壊れるんでなくて、いわゆるダムに砂がいっぱい貯まって、いわゆる貯水能力がなくなるからダムとしての効力がなくなるんだということをお聞かされていますから、今皆さんがダムに砂が貯まる、貯まると言うて盛んに騒いでいますけれども、私にはこれは当たり前なことなんです。ただ、その1年目から100年まで砂が貯まる傾斜の線が引けますよね、その傾斜が異常に高くなってくると当初の100年の寿命がなくなるわけですから、それにはそれなりの原因が実はあるわけなんです。皆さん、森林ということばかり重点を置いていますけれども、私はもっともっと大きな原因というのは、昭和30年代、20年代に造ったダムというのは、まず構造上砂が貯まる、砂を吐き出せないような構造になっていますよね。最近のダムは何か性能がよくなって砂を吐き出すような仕組みもあるようですけれども、少なくとも、あの当時造った古いダムは砂が貯まるようになっていると。

次に、砂の貯まる原因なんですが、私は体験したのでは、森林の関係というのは徳島県ではそんなに大きな影響はしてないと思います。はっきり申し上げますと、これは農林水産省の管轄になるんですが、農林水産省は那賀奥のダム上流に大変な林道網をあの当時整備をしました。そのときの林道の整備の仕方が、私は50年前から言っているんですよ、いわゆる県でスーパー林道を造った当時から、林道を造ることはいいことだと、しっかり造ってくださいと、しかし造り方を間違えたら大変なことになりますよと。

と申しますのは、林道というのは山側を掘りますね。掘った山側は完璧に崩れないようにしなくてはならぬわけですね。そうしなければ、これは冬になりますと霜柱が立って土がだれて、昼になったらだれて道路に流れていくと、これが毎日続きます。それから、雨が降ればやわらかい、いわゆる掘りっ放しで置いてある山肌は崩壊しますね。当然のことなんです。それが崩壊して林道を埋め、それが下の山へ流れていって、小谷に流れ、谷に流れ、大川に流れで、ダムに流れていったのがあの当時のことだったと思います。

ですから、私たちは、林道を造った場合には山側の擁壁は完璧にし、路面も舗装せいと。でなければ、大雨が降ると林道なんていうのは一朝にして用水のようになるんですよ。この砂がまたダムに流れていくんですね。だから、これはどうしても林道を造る場合には完璧なものを造らなくてはいかんといい続けて50年、やっと5年前から一部の林道がそういう林道になったんです。掘った路面は、その年度内に舗装しています。それから、削った

山肌を完璧とは言えませんが一応それが流れないような構造にしています。ですから、これからはそんなに大量に砂が流れるということはないと思っていますが、それが40年も続いたわけですから、私たちはダムは100年の寿命と聞いていますけれども、それよりは長安口のダムはもっと実はそれが貯まったんじゃないかなという感じはしています。もちろん自分ではかったわけでもありませんし、そういうはかり方も知りませんが、こういうようなことはしょっちゅうそこを通ると勘でわかるんですよね。このぐらい土砂が貯まったかと。

ですから、ダムの問題は単に森林だけではなく、いろいろな要素が積み重なって砂が貯まったということで、単に森林だけの問題ではないと。もし森林だけのことを言うのであれば、徳島県の今の森林の状態がどこが悪いですか行って見てください。もうほとんどが正常に、いわゆる手入れがされているところがほとんどなんです。もし悪いという人があったら、どこそこの山のだれの持ち主の山が悪いと具体的に言っていただきたいと思います。

それから、森林の問題ですよ。今徳島県の森林というのは80%以上が個人の森林ですね、多少官公林もありますけれども。そういうような中で、なかなかお役所で決めても個人がそれを全部そのとおりにするかということは問題ですし、例えば、今手入れのできてない山も少しはありますよ。しかし、その家庭のことを考えてみますと、間伐したり手入れしたりできない事情のある家庭が残っております。だから、それをせいと言うなら、だれがしますか。それは、そういうけしからんという人がボランティアで行ってやりますか。ですから、ダムの問題はそんな単純なものではなくて、森林を解決すればダムに砂が貯まらないというものじゃありません。そういう実態をよく見てもらって、皆さん発言していただきたいと思います。先ほどから随分そういう話がありましたけれども、それははっきり申し上げて間違っておりますことを申し上げます。以上です。

○ファシリテータ

関連したご意見でしょうか。はい、どうぞ。

○参加者（Jさん）

今の方の発言にありましたけれども、「というふうに聞いたんですよ」とか「そういうふう思うんですよ」というのは。

○ファシリテータ

すいません。ちょっとお名前を。

○参加者（Jさん）

徳島市のJです。ああいう方が今のような発言をされるので、ちゃんとした専門家の方をここに招いて話を聞きましょうということなんですよ。どこに根拠があって今の方がああいう発言をされたか、思うとか想像で発言されたのを正しい意見としてここで言うこと自体が問題あると思います。ぜひ専門家を呼んで、この場で冷静な客観的な話を聞かせていただきたい。

○ファシリテータ

すいません。はい、わかりました。1点、冒頭にお願ひした件なんですけれども、皆さん様々な意見を持ってこの場に来られています。意見が違うのは当然だと思います。ですから、他人の意見を否定するような発言だけは控えていただければと思います。

提案は先ほどの話につながる提案で、後ほど議論できるかと思いますが、今の件。はい、わかっています。どうぞ。

○参加者（Kさん）

応神町から来ましたKと申します。初めて発言させていただきます。この計画案に中流、北島、下流と3カ所参加してきました。その中で鴨島会場ですね、この素案を資料にして国交省の方々に詰め寄る質問に強く心打たれました。それは、何回も何回も洪水にやられたと、今度やられたら自分たちはもう高齢者だから今までのような対応ができないと。それで、私も自分も応神に住んでおりますので、自分も洪水が来たらどうしようかな、嫌やなど、もう切実に思いました。それで、1日も早い再修正素案の着工をお願いしたいということが第一です。

また、下流の人たちの意見を私たち遊び仲間にお話ししましたら、山ほど意見が出てきました。その中で3点だけ申し上げます。一応主婦ですので難しいことはわかりません。本当に生の声です。マスコミの方もよろしくお願いします。本当の声をお伝えします。1は「あんたらのようにそこの会場へ行ける人たちは幸せなんよ」と、「私らはそんなんで行けない」ということが1点でございます。あと、2点目は「議論、議論て言う人がいっぱいいるのよ」と私が申し上げましたら、「その人たちは弱い人たちの味方と違うんえ」と逆に聞かれました。そのことも、ちょっとだれかにお答えが欲しいなと思います。3点目です。堤防の補強という公共事業は人々の生命を、財産を守るというだけではありません。徳島県民の今の生活実情をごらんください。私は素人ですから、お友達しか聞いてないんですけども、いっぱいいっぱい議論が出てきましたけど、この公共事業をすることに

よって生活にも経済効果があると言われました。本当にここへ来たくても来れない人たちの声です。どうか一日も早い計画素案の着工をお願いしてくださいということです。

それと、まだ議論、議論と申し上げる方々と国交省の方にお聞きします。まだ4巡目にこういうようなことをするのでしょうか。以上です。お願いします。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。何点かございまして、洪水被害等について早い着工ということで、特に治水対策の公共事業というのは経済的な効果というのもあるのでいち早い着工がというご意見、これについてまずお答えいただいて、その後、行けない人がいるとか弱い人の味方なのか、次にはどうするのかというのは、この会のあり方に対するご意見としますので、先ほどの専門家を交えてというようなことも絡めてお話ができればと思うので、その前に森林についてもまだ途中だということがございまして、話が今いろいろ行っているんで、まず1点目の早期着工等について、以前にもお答えいただいていますけど、改めて事務局の方からお答えいただければと思います。

○河川管理者

副所長の山地でございまして。先ほどもお答えしましたが、整備計画、いろいろご意見をいただいているところでございまして、早く皆様のご意見が反映できるような形にして、言われていることはよく私もわかっておりますので、いつまでも議論するというわけにはもちろんまいりません。早く整備をしてもらいたいというところも当然声もあるわけでございますので、そこら辺は皆さんの意見の出方を見ながら、適正に判断していきたいと思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

それから、森林関連でCさんからのご提案、これは森林というよりはダムの堆砂対策との関連で、単に堆砂の原因というのが森林にあるだけではなくて、多様な原因があるんじゃないかというようなお話でございました。これらに関連してご発言あれば、どうぞ。

○参加者（Lさん）

私は北島のLというんです。私もこれは4回目参加するんですけど、同じような議論が毎回毎回続いて一向に前に進まない。徳島県に来て私は30年近くになりますけど、まず徳島県が計画してつぶれた大きな案件が4つあります。例えば海釣り公園、細川内ダム、それと空港整備、拡張ですかね、それから第十堰、何千億という予算が国から組まれてい

ながらお流れになって、その間経済は衰退していった、山間地の人は過疎化、過疎化で今限界村と言われている村がたくさんあると。今、大事な意見で交換中です。やっぱり広くいろんな人の意見も聞いていただきたいです。例えば専門家の話ですけど、私は必要ないと思うんです。なぜかといったら、専門家は国土交通省の皆様、あなたたちが専門家です。

〔「それが信頼できないから言っているんでしょう」と呼ぶ参加者あり〕

○参加者（Lさん）

ちょっと待ちなさい。ちょっと待ってください。なぜかといったら、例えば三十数年前ですけど、瀬戸内海である地震がありました。そのときにコンビナートから油漏れがあったんですね、ほとんど科学の粋を凝らしたタンクから漏れ出したんです。今現在でも残っているタンクの中に、昔から技術を持ってやってきた建築家たちの設計したタンクは今も残っております。

もう1つ、なぜ反対だという意見かという、あの富士山爆発です。学者の意見が通れば本でも売れるんです。あれでもうかったのはグッズを売り出した業者と本を書いた学者だけです。専門家だったら何でもいいかといったらそういうわけではないんです。

○参加者（Lさん）

そうだろう。そういうことであれば、専門家は国土交通省の皆さんが専門家なのです。ただ、先ほどから言うように縦割り行政ということでいろんな問題が出ておりますけれども、国土交通省の皆様をお願いしたいのは、できたら、どなたか前々回だったかにアユを毎年釣りに行っているけど釣れなくなってきたと、何が原因かといったら、まず水が少なくなっただけということも原因でしょう。だけど、山のてっぺんから川下に至るまで大勢の国民が抗生物質を飲んでいるんです。あるいは、洗濯の洗剤をいっぱい流しておるんです。人間でさえ生きていけないのに小さな生き物が生きれるわけがないんです。そのことも考慮して、国土交通省さんだけではなくして、やはり先ほどから意見が出るように、農林水産省あるいは厚生省を含めた横のつながりを持った話し合いをした上で具体的な計画を立てて、そして我々国民の前にそのデータを出したのから計画を出していただく。

では、その判断はだれがするのか。これは国会議員です、あるいは県会議員であったりするでしょう。我々はその人たちを選んでいるんですから、その人たちが決めたことはそのように遂行していただいたらいいんじゃないかと単純に私は考えておりますけれども、一応私の意見はそういうことです。以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。発言中にはちょっと。

○参加者（Lさん）

人を失笑するような、それほどあなたたちは価値の高い人間なんですか。

○ファシリテータ

他人への批判と、発言中のやじとは申しませんが、発言中の発言については控えていただきたいと思います。

今、森林の議論から少し会のあり方というふうにテーマが変わってしまっていて。森林について。では、先に森林の方から話をしていきたいと思いますので、どうぞ。

○参加者（Fさん）

徳島のFと申します。先ほどの堆砂勾配の、ちょっと出していただきたいと思います。その、先ほど説明されておったんですが、くっと上がっておるところが私は見えないんですけど、昭和51年ということのように聞きました。私はそれで発言させてもらうんですが、これは昭和51年災害と言いまして、徳島県的那賀奥で久井谷というところの奥で23haの山が一気に崩壊いたしました。

これを1つの例として申しますと、山というのは森林があれば一番いいんです。これは、絶対いいということだけは断言できます。しかし、山があれば崩壊しないとか土砂の生産はしないとかいうことではございません。土砂の生産を抑制することは大いにあると思いますけれども、大崩壊については少なくとも森林とか植生は関係ございません。関係するのは、やはり先ほど説明もあったように思いますが、地質とか地形とかそういうことの要素が大きいわけです。

徳島県にも昔の海部の保勢の崩壊とか那賀奥のもうひとつの崩壊、明治24年ですかね、そういう大崩壊、それはやはり10ha、20haというような大崩壊というのは地質によるわけです。森林とは、これは恐らく全く関係ないと思います。あえて言うならば、私の経験からすれば四、五m以上深い崩壊というのは余り植生とは関係ないように思います。というようなことを、一つ皆さん十分ご認識されて、いろいろご議論をしていただきたいと思います。以上でございます。

○ファシリテータ

堆砂原因として、山腹崩壊という大きな要素もあるのではないかというようなご意見がありました。それから、そのようにCさんから多様なダム堆砂の原因ということについて、こちらで事務局の方から一度コメントいただければと思いますけれども、いかがで

しょうか。どうぞ。

○河川管理者

四国地方整備局で河川計画課長をしております岩男です。

森林の議論ということで、森林の今まで議論について整理をさせていただきたいのですが、けれども、堆砂ということですので、堆砂を例に整理させていただきますが、まず我々は推定堆砂量というものは実績に基づいて計画をしました。これについては、要は実績ですから、その当時、計画をした当時の森林の状態を反映した計画となっております。その実績の堆砂量のトレンドを見ると、そのトレンドについては概ね計画した当時とそれほど変わっていないと。その間に森林の状態がどういうふうに変化していったかというのは、面積とかそういったものでは把握できておりますけれども、その状態とかそういったことについては把握できておりません。当然、今後その状態がどう変わっていくかということ織り込んで計画をしているわけではありません。これについては当然、傾向が変わっていけばそれなりの対策というのは必要でありますし、やっていかなければいけないと思っております。

それ以外に推定堆砂量を上回っている原因として、先ほどFさんでしたか、おっしゃいましたとおり昭和50年とか51年の崩壊ですとか、近年では平成16年の崩壊とかそういったものは原因としてございます。これについては、先ほどFさんの方から4から5mの崩壊は関係ないという話がありましたけれども、崩壊の形態にもいろいろありますので、一概に崩壊について森林が関係する、関係しないということはありませんし、先ほど四国山地砂防の石塚所長からもご説明ありましたとおり、そういった崩壊に関してとか表面流出に関して森林がどのように機能しているかというのは、いまだ研究途上の課題でございます。こういったものは当然我々も研究という面では取り組んでおりますし、そういったものが計画に反映できるような知見が得られた場合には考慮していかなければいけないことだとは思っておりますが、いまの時点では、まだそこに反映できるような知見は得られていないということでございます。

それから、それとは別に濁水についてはもう1つ原因がございまして、これは池田総合管理事務所の片山所長の方からも説明がありましたけれども、既に河道に貯まっている土砂が洪水時、あるいは渇水時に流れてくる水がそういった土砂を削りまして濁水が出ていたりするというような問題があると。それから、洪水時もそういったものが流入してきておりまして、それがダムに貯まることによって通常であれば数日で済むようなものが長

期化していくと、こういう課題がございます。

これについては当初、残念ながらそういった被害が出るということが我々は予測ができておりませんで、ご指摘がありましたとおり、上流域の住民の意見を聴く会や市町村長の方々からもご指摘をいただいているところでございまして、これについてはきちっと対策をしていかなければならない課題でございます。

ただ、現在の技術でできることというのはいろいろと限界がございまして、これについてもいろいろと検討を進めながら着手できるところからやっていっているというのが現状でありまして、例えば先ほど来言っております上流域で、濁水というかダムの水位が下がったときに、そういった土砂を排出するとかいったこともやられておりますし、出水時の放流方法、そういったものの設備を強化していくというようなこともやられております。今後とも取り組んでいかなければならない課題であると認識しております。

以上で我々の今の現状というのを、ご説明を終わらせていただきます。

○ファシリテータ

ありがとうございました。森林関連のご意見でしょうか。どうぞ。

○参加者（Mさん）

東みよし町のMです。今お答えいただいたので大分わかってきたんですが、今の堆砂の実績グラフでちょっと興味深いところがあって、平成16年に大きな洪水があって、ピンと堆砂量が増えているわけですよ。あの後どうなっているかというのがちょっと知りたいですね。17年も非常に大きな洪水があったんですよ。それで、この実績堆砂量というのは、すごく大きな降雨があったときにぼんと増えているというような傾向がちょっと見られるような気がするんですね。そこらあたりで17年、18年、19年あたりのところ、19年はちょっと難しいかもわかりませんが、18年ぐらいまでのデータを示していただきたいなというふうに思います。

それと、濁水の影響についても、これは整備計画の中の40ページにありますけど、昭和51年、52年というのは濁水の、これはグラフを出してくれたら皆さんわかりやすいと思うんですけど、非常に日数が多いわけなんですね。今、出してくれましたね。

先ほど言いましたように昭和51年、52年、このあたりは非常に多いんです。このデータは平成16、17まであるんですけど、16年というのも非常に降雨量が多かったですね、何回も台風が来たりとかいうことで。にもかかわらず、昭和51年、52年に比べるとちょっと少ないと。それから、17年も結構多かったと思うんですけど、案外少なくて済んでいるのか

など。これも平成18年と19年のデータを示していただけると、何か傾向が見えてくるんじゃないかと。大きな降雨があったにもかかわらず近年は何か減ってきているのかとか、そういうようなところが見えてくるのかなと。それは、そのことから対策とかが見えてくるのではないかなというふうに思うんですね。先ほど森林の状態とか降雨によってなかなかメカニズムが難しいということで、これからの研究課題だということでもあります。それはそれでぜひとも研究を進めていって、どんな傾向になっているかということをやっていたきたいな、調査していただきたいなと。何か森林によって影響があるのだったら、その方向で努力していただきたいなというふうに思います。

まず、私の意見の整理をすると、データをもう少し追加してもらいたいと。その追加したデータについてももう少し何かコメントがあれば、次回にということにはなるのでしょうけど、コメントをいただきたいなということ。それと、先ほど言いましたように今後の努力をしていただきたいと、調査とかそういうことは引き続き努力をしていただきたいなというふうに思います。

○ファシリテータ

ありがとうございました。早明浦の堆砂データ、直近データと、濁水発生状況と堆砂データとの間の因果関係みたいなのは何か見えないのかという、どうぞ。

○河川管理者

ダムを管理しています池田総合管理所の所長の片山でございます。毎年測量しておりますので、18年度データまでございますので出していきたいと思います。ただ、測量しておりますが、堆砂というのは一回出水が、大きな洪水が来ると山が崩れると、上流側に貯まりますと、それがまた次の出水で来たりしますので、ちょうど51年に来たやつが52年に出たり、若干の動きがあるように出てきます。

それから、堆砂というのは貯水池を、大きい貯水池でございますので、それを測線、我々は測量と言うんですが、測量してやっていきますので、どうしても代表断面という決め方で、距離とその平均断面でやっていきます。それでも測定精度上の誤差もありますので、その辺もちょっとご理解していただきたいと思います。

それから、濁水については40ページの下に確かに、今洪水時にどれだけ、この中には濁水時も濁水が出ますので、それは大濁水というような、早明浦ダムが、17年とか平成6年だとかそういうときも含んでおりますので、これもご要望がございまして、洪水時あるいは大濁水時に濁水が出た日というのは次に示していかないといけないと思います。ただ、

51年、それから平成16年と比べますと、先ほどMさんが言われたとおり、洪水の流量というのはほとんど余り変わらなくて日数が減っております。やはり若干ではございますが、選択取水設備をつけて真ん中から早目に貯水池に入ってきた洪水を抜いておることが影響しているかと思っています。

それから、この整備計画では中段に洪水吐きを設けるといものがございまして、それにつきましてはイメージですが、99ページ、早明浦ダム選択取水設備運用イメージというのが99ページの下の方から2つ目のところに絵がかいてあります。やはり洪水というのは濁った水が来ます。洪水ですから、山が崩落しておる状況ですから、上流からは濁った水が貯水池の中に入ってきます。ただ、その濁った水も洪水被害を軽減するためにダムで止めないけないというふうになっております。それで、他の支川の方はそのまま流れていくものですから二、三日できれいになります。だから、我々はその濁った水をどうやって抜くかというところで、今真ん中辺に集まってくる中層のあたりに濁った水は集まってきます。これは入ってくる水温が冷たかったり、粒子を伴っておりますのでちょっと重かったりして、それは観測でつかんでおるわけなんです、我々は今それを選択取水、 $65\text{m}^3/\text{s}$ なんです、それで抜いておるわけですが、早目に抜きたいと思っています。現在それにつきましては治水機能の向上ということで、もう少し大きな放流設備を置きたいというところで、放流設備についてもこの整備計画の方で入れておりまして、堆砂除去とあわせまして抜本的な対策というのは時間がかかっているいろいろやっけていかなければいけないとは思っております。今左下に持ってきました写真でございますが、早明浦ダムでは上の方しか洪水吐きはございません。下のダムは真ん中にも放流設備がございます。色を見ていただくと、真ん中のところは茶色い水が出て、上の方はきれいな水が出ておると思うんですが、これはそのときの洪水時でのダムの状況でございますが、そういう放流設備をなるべく早くつけていきたい、なるべく貯水池に入ってきた、いろいろな要因、地形的な要因だとかいろいろ、山の斜面が崩れたりいろいろしていると思うんですが、入ってきた水をなるべく早く抜ける事業なり、そういうのをやっていきたいと考えていますので、一つよろしく願いしたいと思っています。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。よろしいですか。そうしましたら、森林の話から。森林のお話で、どうぞ。ちょっと後ろの方が先だったので。

すいません、ごめんなさい。

○河川管理者

すいません。ちょっと補足ということで、先ほどから森林部局との連携の話が出ておりましたので、ちょっと補足的に説明させていただきます。

砂防事業ということで、私どもこの流域で昭和54年から着手しております。1つの契機となったのが先ほど話に出ています昭和50年、51年の大きな災害ということで、山腹の方の土砂の流出を止めて、濁水の抑制にも寄与するという事なんですけれども、ただ、私どももこの流域で砂防堰堤を着手以来50基ほど造っておりますけれども、これは私どもだけではなくて、治山事業の方も特に崩壊原因対策ということでかなりの事業をやられております。昭和50年、51年の災害の後に、大体崩壊箇所数ですね、今ちょっと正確な数字はわかりませんが、1000カ所を超えるような崩壊が起こっておりますけれども、そういったものかなりの部分が緑に回復してきておまして、そういったこと、我々、治山事業と砂防事業が連携してやってきた山の対策についても濁水の抑制に貢献しておるのではないかなということで、先ほど連携がちゃんとできているのか、今後できるのかというお話がありましたので、1つの事例として紹介させていただきます。すいません。

○ファシリテータ

ありがとうございました。では、どうぞ。

○参加者（Cさん）

徳島のCです。先ほどダムの話でちょっと残りましたんで申し上げたいと思うんですが、ダムというのは、先ほど申し上げましたように100年たてば大体ダムの寿命が終わるわけでございますし、そうだと私も思っております。しかし、そのダムの寿命を1年でも2年でも仮に延ばすことができたとしたならば、それはそれなりの価値があるわけですから、そうした対策もとっていかなくてはいけないのではないかというふうに思います。

それで、私の提案なんですが、先ほど申し上げておりましたけど、ダムに砂が貯まるのは確かに上流部ですね、ダムに水が流れてきている喫水線あたりに台風のときに砂が貯まって盛り上がるわけですね。それは、いわゆる上流の方なんですよね。ですから、その砂も、いわゆるダムで取り除くとしたら、これはかなり金がかかるわけでございますので、実はそうしたところの盛り上がっているところを指定して、その流域の皆さんにただでとってもらおうということができたとしたならば、すべてではないけれども大分減らすことができるのではないかというふうに私は思っております。

もともと、その流域の皆さんはその砂とかバラスを50年前までは自由に使っていたんで

すね。生活の糧にしていたわけなんです、いろいろ規制ができて最近は一握りの砂も自由にはとれません。例えば猫の便所に入れる砂も徳島から運んできた砂を買えよと、こういう状況ですから、そんなことを考えますと、その砂が盛り上がっている地点は上流の方ですから、それは流域の皆さんにとらせても濁りが出るというところではないわけなんです。

ですから、そういうところは昔のように流域の皆さんにその砂をとって使ってもらおうと。本当に少ない量かとは思いますが、実は足しますとかなりの量になるんじゃないかという人もおるんですよ。そうして砂をとってもらうと、残った砂だけを処理すればいいわけですから非常に安くつくわけなんです。ただでとってもらうと。今はもう一滴の砂もとれませんわね。とつても県に金を払わないかんという矛盾した点があるんです。ですから、それを国土交通省の皆さんにぜひ、その地点の砂をただでとれるような方法を講じていただきたいというので、ご提案を申し上げます。以上です。

○ファシリテータ

ダム堆砂対策としてということで関連したご意見、どうぞ。

○参加者（Gさん）

徳島市のGです。砂を有効利用していただくという意見に賛成なんですけれども、排砂をした部分について、渇水時に排砂しているということなんですけれども、その排砂量は示されて、客土に使ったりしているということなんですけれども、それが全部需要と供給がちゃんとバランスがとれているのか、那賀川などはその排砂した砂の捨て場所がなくて本当に困っているような状態で、本当にそれが砂としての需要がちゃんと満たされているのか。上部はシルト質で客土としては使えずに、畑とか汚泥のような扱いしかできないということで、どうやって処理をしてどれぐらい税金をかけているのかということも明らかにしていただきたいですけれども、いかがですか。

○ファシリテータ

排砂活用という観点と実際の利用状況についてということですが、どうぞ。

○河川管理者

水資源機構の片山でございます。先ほどCさんの方のお話、確かにいい話です。先ほどのグラフの方を見てください。このグラフ、もう一回再度確認させていただきたいんですが、100年間で貯まる量が1700万 m^3 というところで、計画どおりに行きますと100年後でようやく利水容量だとか治水容量に影響が出てくると思います。我々が考えていますのは、

その移動量が今200万 m^3 とか300万 m^3 、平行移動量分ですね、ちょっと難しいんですが、昭和50年とか51年に貯まってそれ以降は計画どおり貯まっていますので、それから、早明浦ダムの場合は治水とか利水容量は約3億 m^3 ございますので、このまま推移していけば200万 m^3 とか300万 m^3 というところで、このままの状況で行けばそんなに影響はないと思います。

○参加者（Gさん）

質問と違います。

○河川管理者

それから、お金の話なんですが、先ほど言われましたGさんの堆砂の土砂の量とお金の話なんですが、堆砂除去といたしまして、主にはみお筋ですね。渇水時にどうしてもそのところ、泥のところを水が入ってくる、貯水池は長いものですから。それから、大渇水になると干上がった状況で泥の中を来ますので、そのところを中心に6万2000 m^3 を除去しております。それで、その利用の状況でございますが、2万8500 m^3 、それについては16年度に林道と大川村等で被災してしまして、そちらの方に転用いたしました。その他の量は、貯水池周りのところの貯水池に影響のないところに仮置きのヤードを造って置いております。ただ、その量についても、今大川村の方から林道補修などそういうご要望が出ていまして、地域の為になるのであればそちらの方に活用していきたいと思っております。

それから、その費用ですが、渇水時だとかその辺でとりますので、浚渫とかそういう高い費用ではなくて、1立米あたりなんですが大体概算で2000円ぐらいでございます。

○参加者（Gさん）

トータルも。

○河川管理者

トータル、ですから、出していった量と距離数にもよりますので、単価は出ておるんですが、場所的なものもございますので、トータルはまた後で調べてよろしいでしょうか。

○ファシリテータ

どうぞ。すいません。前から手が挙がっていたものですから。

○参加者（Hさん）

Hでございます。昔のことわざに「川を治めるものは天下を治める」という言葉がありまして、揚子江それから黄河、この川を治めるものは天下を治めると。私は「吉野川を治

めるものは徳島県を守る」と、こう言いたいんです。この責任者は実に国交省であり、その責任を持っておるのは前におる皆さんやと思うわけでございます。この重大な責任を持っておる皆さんに、ぜひ早急をお願いしたいんですけどもね、この議論を言い出してから何年になるんですか、これね、実に言い出してからね。やっぱりその間に国交省の代表が変わるし、また徳島県の方の責任者も変わりがあって、いつまで来てもこういう議論を繰り返しておると。これは責任が実に重大であると思うんです。

高知県が一番きれいな川、これは何でああいうようにきれいかといいますと、あれは高知県は原生林がたくさん残っておるからです。高知県の知事は、廃藩置県のときに高知県の山を全部県に寄付したんです。徳島の知事はどうしたかという、あれを売却したんですね。徳島県の知事じゃない、徳島県のお殿さんは売却した。

それで、高知県は今も原生林がたくさん残っております。原生林がたくさん残っておる。そうして立派な高山植物も残っておるんですね。日本に少ないような高山植物。徳島県はこういう点においてはまことに貧弱で、先刻も申しましたように原生林を皆切ってしまうて、坊主ですね、それで、徳島県の吉野川は荒れて洪水。戦後に特にこれはひどかったんですけどもね、戦後に剣山の川の、さっき話をしましたが、ああいうように徳島県の川それから徳島県の水、これは荒れ果てておるんです。やっぱり原生林がないから、原生林を売ってしまうわけですね。高知は原生林がたくさん残っておりますので、そういう点は非常にありがたいわけなんです。これを管理しております国交省なり河川事務所なり、これはぜひ高知県に負けないように原生林を守ったり、植林を守ったり、植生を守ってほしいんです。それを早くやってほしいんです。

何年これをやっておるんですか、この議論を。実にこの議論をやっておるのはもう何十年になるのか知りませんが、一番初めから私はこの議論をやっぱり繰り返しておるんですけれども、この話をしておるんですけど、どうか早く皆さんの意見を酌んでいただいてやね、そして早く洪水の心配のないようにお願いしたいと。これは、ここにおいでの方は皆そうやと思うんですけれどもね。それを30年先まで待てやというのは、これは無責任きわまりないと。

そういう意味におきまして、高知県に負けないように水をきれいにする、原生林を守る、これも大事なことなんですね。そうして、1日も早く安心して洪水の来んような施設をしてほしいと思うんです。これを1日も早くしてほしい。30年も待てやというのは、これはもうむちゃくちゃですわね。今一生懸命に南海地震のことを皆言うておりますけれども、

南海地震と同様に、やっぱり吉野川の水を治めるということは大事なことです。「黄河を治めるものは天下を治める」と、その天下を治めるのは実に国交省なり、また河川事務所の皆さんに責任があると思うんです。どうぞ、こういう意味におきまして、早急に、小田原評定でなしに早急にその措置をしてほしいと、こういう具合に思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。他の方からもあった早期の対策の実現をということで、Gさんのお話が途中だったというようなご指摘がありましたので、どうぞ。

○参加者（Gさん）

排砂のグラフを、32ページの経年変化ですね。柳瀬ダムだけが示されていますけれども、利用状況です。土の有効利用ということで本当に大賛成なんですけれども、1平米2000円のお金をかけて、16年度だけで6万2000平米を出しているということで、単純計算すると単年度だけで1億2000万、土砂を出すだけにかけているということになります。これを、今後の対策をもう少ししないで、毎年毎年こうやってお金を1億、2億とかけていくのかということにとっても疑問が残りますし、これは客土として利用したとか盛り土として利用した量と、それと運び出した量が合わない。なぜかなと思ってたら、仮置きをしているというようなお答えがありましたけれども、これの残土の適正処理がちゃんとできるのか。今後の計画も、これからどれぐらい排砂をしていって、それはどうやってこの土砂は利用するのかという計画を、ぜひ30年もかけるんですから、この計画は今後どれぐらい排出する見込みで、どこにどれぐらい使う見込み、予算は幾らということを示していただきたいです。

○ファシリテータ

堆砂の処分について今後の予定をということですがけれども。

○河川管理者

水資源機構池田総合管理所の片山でございます。さっきGさんの質問をちょっと私が勘違いしまして、早明浦ダムの堆砂を排出する量だというように聞こえましたんで。

○参加者（Gさん）

グラフは早明浦ダムは出てないんですね。

○河川管理者

これは下に書いてありますとおり柳瀬ダムなんです。早明浦ダムの状況で行きますと14年度から、単年度でやっておるわけではなくて、14年度からたしか17年度までで6万2000

m³、災害復旧工事で出したのが先ほど2万8500m³と言いましたが、2万5000m³というところですか。すいません、細かいところで。

○参加者（Gさん）

今日の詳細はもう結構ですので、時間がありませんので、柳瀬ダムも早明浦ダムも両方、排砂のこれからの量と利用状況、利用予定ですね。それがどこにどれだけ使われてどれぐらいの予算がかかるのかということ、30年の計画にぜひ入れておいていただきたいです。それを適正に利用している、それこそ砂が欲しいという方もいらっしゃるということなので無料にお分けもできるのかどうかということも、これからの課題だと思いますので、客土としてどれだけ、盛り土としてどれだけ、そしてそれをどうやってやっていく計画であるという計画と予算を、30年間のこれからの分でお示しいただきたいです。今出ているのは、素案によると柳瀬ダムの排砂と客土の利用状況だけで、これではどれだけダムから砂が運び出されて、どれだけ予算をかけて、どうやって使っているのかということが出てきませんということが今わかりましたので、それを示していただきたいです。それは可能かどうかお答えをいただけますか。

○ファシリテータ

整備計画の中での今後の排砂処理計画というのを位置づけられないかというご質問ですね。

○河川管理者

まず、柳瀬ダムの方は私ども水資源機構ではなくて、まず早明浦ダムの状況から、何かくどいように申しわけないんですが。早明浦ダムの場合は、先ほど示したように総堆砂量というところでは監視していて、今後の状況を見ながら、急に貯まってきたりしたら、いい方法があればやっていきたいと思っておるんですが、濁水対策として年間二、三千万円ずつかけて、トータル14年から17年での量がそのようになっています。

ただ、これについては貯水池の濁水時になったときにとりますので、大濁水時に水が流れてくるところ、それを通ったところで濁りますので、その部分でやりますので、濁水状況によって違いますので、計画が立てられるかというのはちょっと難しいと思っています。濁水というのは大変でございますので、濁水対策の中で排砂処理、流れてくるところの処理というのは削減する1つですので、予算を持っているという状況でございます。

○ファシリテータ

計画の予定ということについて、いかがでしょうか。

○河川管理者

吉野川ダム統管理事務所長の岡崎でございます。ちょっと柳瀬ダムと早明浦ダムが混同して、大変申しわけございません。32ページにつきましては、これは柳瀬ダムのダムから持ち出した量でございます、目盛りが、毎年の持ち出し量というのが棒グラフですけども、これは左側の目盛りになります。16年度というのはトータルで1万五、六千 m^3 と、客土と埋め立てに利用した量がということになります。客土につきましては四国中央市の方に持ち出して農地の方に利用しているという量でございます、もう1つは埋め立てに使っているということでございます。これも、水位が下がったときに排砂をしたりしていますので、毎年一定の量を取り出しているというわけではございませんので、これからもそういった水位が下がったときなどに、堆砂排除については取り組んでまいりたいと思っておりますけど、今のところは毎年いくらという決まったものがあるわけではないと、それは気象条件とか作業日数とかそういったことによって実体上は変わってくるということです。

○ファシリテータ

定量的なものは難しいと思うのですが、ご提案があったのは、計画としてどういうことが書けるのかということで、その点についてお答えいただければと思うんですけど。

○河川管理者

今予算と言われましたけれども、私が説明したように、それは毎年受け入れ先の状況でありますとか気象条件とか作業日数の関係もありますので、私どもとしては、水位が下がったときに毎年の予算の中で排砂対策ということに努めていきたいということでございます。文書の中にも、適切な排砂対策を実施すると書かせていただいておりますので、そういったあたりを今後とも実施していきたいと思っております。

○ファシリテータ

はい、よろしいでしょうか。

後ろの方も手が挙がっていますが、関連したご意見ですか。どうぞ。

○参加者（Nさん）

徳島市のNと申します。実は先ほどからたびたび、いつまでこんなことをやっとなやというようなご発言があります。私も同じ感じを持っております。意味合いは全く違います。なぜこのようにいつまでたっても進まないのかというのは前回も、実は森林機能について省庁横断的な組織を作る、予算を張りつける、連携をとって、きちんとした総合的な、

私たちは川の中だけではないんですよ、森とかいろんな自然環境の中に住んでおりますから、国交省が管轄する川だけで議題をいくら議論したとしても、これは進みません。省庁横断的な組織を作ってくれと、その中でいろんな知見を総合的にして河川計画の整備に反映してくれと、そういうことのご返事を今回いただきたいということでお話ししました。こういうふうな聴く会が全く前に進まない原因というのは、要するに省庁横断的な組織がない、予算が張りつかない、何にもしないというのが原因です。

そういうことを申しまして、前回申しましたことに関して、先ほどのパワーポイントの21番なんですが、素案に反映しましたという文言がございます。それは105ページなんですよ。105ページを皆さん見ていただくと、省庁横断的にとは書いていませんが、要するに連携しますと書いてございます。それも、林野庁の局と連携しますと書いています。にもかかわらず、先ほどから井上課長他ご答弁いただきましたが、それは林野庁のやることだから私たちは関与しないというようなご発言がありました。ということは、この意見を聴く会で反映させているという文言を書きながら、具体的な本当に大事なテーマになってきたら、それは林野庁だから我々は知りませんと。そういうことを将来的にもするつもりありませんというようなご発言もありました。

これは実は大変なことなんです。知見を集めて、本当に我々の生命財産を守るために国を挙げてやるべきことだと思っております。ということは、やはり省庁横断的な組織を作って、本当に国民が何を必要かというようなことの観点に立った組織を作ってもらいたい、予算を張りつけてもらいたい。そういう中で進めないと、今こういうふうにして全く専門外ですよ、国交省さんは林野に対しては。専門外の人が話しても全く会は進みません。会が進まない原因はそこにあるわけです。ですから、専門家を招いて議論をして結論を出して、それは当然行政の組織としたら、組織を作ることと予算が張りつくことです。

この素案に書いてあるように「努める」というのは、これは役所言葉では「何にもしません」なんですよ。何にもしてないんです。それをぜひともやっていただきたい。国に対して、この意見を聴く会の一番大事な意見として、省庁横断的な組織を作り、予算を張りつけて、国民として何が大事かということ、徳島の吉野川の流域の住民の皆さんが求めているということ、ぜひとも挙げていただきたい。そうしないと、これはいつまでたっても同じことです。

○ファシリテータ

森林の話から何度か出ている会のあり方、あるいは大きな計画策定のフレームみたいな

ご提案がございました。これについて先ほどからいろんな方から会の進め方、あり方についてご意見をいただいています。専門家をまじえてとか省庁横断的なのというような。これに関連して会場の皆さんに少しご意見を賜ればと思いますけれども、いかがでしょうか。

では、どうぞ。次、あちらへ行きます。

○参加者（Cさん）

先ほどから言っていますようにね、私は省庁を横断的した組織を作ってやるということ
はね。

○ファシリテータ

すいません。お名前を、たびたび申しわけないです。

○参加者（Cさん）

徳島のCです。それはいいことだと思うんですが、例えばこのお話というのは農林水産省、林野庁に関係あることが非常に多いんですよ。だから、私たちがそういうことは知りませんから、よく聞きに行くんですよ。私たちはその関係の部署にね、県の方の農林水産課とかいろいろなところでお聞きしておるわけなんですけど、無理にここへ寄って聞かなくても、本当に自分がそのことを勉強したいのであればね、県内に行くところはたくさんあるんですよ。だから、そういうことを聞くということも1つの方法なんですよ。

だから、何でもここで専門家を呼んで、呼んでと。それは、専門家を呼ぶことは国土交通省さんがやられておるわけですね、学識経験者から意見を聴く会というのがあって聞いているわけなんですわ。だから、それはそれで聞いて、いい方向でやっていただいていると私は思うんですよ。だから、私たちは私たちの考え方をここで述べて、そのうち何か役に立ちそうなものがあれば取り入れてくれるだろうと、でなければだめだろうというふうに思っていますので。その問題を、なぜここで専門家を呼ばなければならないか、それを呼ばなければ聞く方法がないのかと。だけど私たちは聞いています、それぞれ必要な部署へ行ってね。そういう方法だってあるのだということをご理解いただきたいと、その問題では申し上げます。

そこで残っておる森林の問題です、次にね。これは残りですから。森林の問題で、今木を植えるということは非常に大切なことだということは、私もそう思っているんですよ。私はもう50年から木を山へ植えてきておりますから、この大切さというのはよくわかっているんですがね。その木を植えることによって、皆さんがお考えになっているほど、いわゆる洪水に対する効力はないのではないかなと私は思っています。

と申しますのは、今の時代よりもっともっと昔はね、緑豊かな山林地帯が広がっていたと思うんですわ。そのときに、今から何千年も前の話ですけど、徳島平野というものはなぜできたかということですよ。そういう緑豊かな状況の中でも台風も来る、土砂も流れてきて、徳島平野はできたんですね。砂州ができて村になり町になり、これは徳島だけではないんですわ。那賀川であれば那賀川の河口も同じことが言えるんですね。もし木がたくさんたくさんあって、洪水も起きない、砂も流れてこないとしたならば、こういう町の地形はできなかつたんですよ。それをできたということは、たとえ多少の森林があったにしても台風も来る、砂も流れてくるということは皆さんご理解いただけると思うんです。

先ほど私の意見に対して、数字が足らん、何が足らんとおっしゃいましたけれども、数字が足らなくても現実に徳島平野というのをごらんになっていただきたいと思います。それから、那賀川の、今は工場等もいっぱいあります砂州の上の工場地帯がありますけれども、それとて昔はなかつたんですね。それは長い長い間に台風も来るし、砂も流れてきたんです。ですから、森林の効果というのはあります。あるけれども、一定を超した場合にはないと私は判断をしております。

ですから、仮に木を植えても、日本ではなくてアラビアかどこかの砂漠地帯へ行って木を植えて育てるとね、それは非常に大きな効果があると私は思います。100%効果が出てきますからね。ただし、徳島の場合は何本植えても、もう本当に森林機能の飽和状態に近いんですよ。だから、これからいくら森林を、木を植えるところもないし、植えたにしてもそんなにびっくりするほど効果は出ないということです。だけど、森林の効果がないということじゃないんですよ、あるんですよ。あるんですけども、それほどの効果のないということ、この徳島市の町ができた、砂州が町になってできたということをごらんになっていただきたいと思うんです。それが森林の効果の限界ではないかと私は思っております。

それともう1つ、皆さんに申し上げたいのは、終戦後と申しますか長い間、江戸時代からずっと昭和にかけて、この徳島も同じなんですわ、それぞれの田舎には草刈り場という山があつたんですよ。これは草を採取するために、木は全然植えずに共同で持つておる山が多かつたんですが、その草刈り場というのは各ブロックにありましたから、合計するとかなり広い面積なんです、県内を合計しますとね。ところが、それは現在全部杉の木が植わっておりまして、草刈り場のある在所はございません。少なくとも明治時代から比べますと、その分だけでも森林は増えているんですわ。

もちろん増えているのが悪いというのではないですよ。そのように過去よりは増えている上で、なお、これから森林の効果を出そうということは、これはかなり大変なことじゃないかと思えますし、それを大きく期待してはいかんのではないかというふうに、私は今まで木を植えてきた自分の経験からしてそのように思っております。

ですから、皆さんが自分で木を植えられ、そして育てられ、それから実際山に入ってみられたら、この森林の効果の限界をお感じになると思います。「いいや、そんなことない」というのでしたら、私は徳島平野がなぜできたか、あるいは阿南の平野がなぜできたかを、その数字と根拠をその方に教えていただきたいと思っております。

そういうことで、この森林の関係は、例えば緑のダムのときはいろいろありましたけれども、そんなに大きな期待はしてはいけないということだけは一つ皆さんに認識をしていただきたいと。だけど、森林が意味ないといっておるのではないということもご理解いただきたいと思うんですよ。ですから、私たちは暇があったら山へ木を植えに行きますし、それから今上勝の上流で千年の森というのをやっていますけれども、今年の夏も実は下草刈りに参加をしました。そういうことをやりながら、森林の過大評価をしてはいけないんだということを私は申し上げておるわけでございますので、森林の問題はそういうことであると、「いいや、そうでない」という方がありましたら、それこそ数字なりあるいは事実を持ってお示しいただければと私は思っています。以上です。

○ファシリテータ

ありがとうございます。森林の評価と専門家の意見と2つの問題提起がありまして、どちらからいきましょうか。森林について、まだ続いているので森林を続けていきますか。森林について。では、手前の方、どうぞ。

○参加者（Oさん）

徳島のOです。実は私は今皆さんの話を聞いておって、あんまり難しい専門の話はわかりません。ざっくばらんに話をさせていただきます。徳島県の川というのは東西に流れとるんやね、全部。そうでしょう、東の方を向いて流れとるんやな、川も皆ほとんどが東を向いて流れとるね。

そうすると、山は急勾配というのも、徳島県は日本中で一番急勾配の山が多いんですね。そうすると、1年に1mmずつでも山が削られておると、1億年したら富士山3つ分になる。わかりますか。そういうことでしょう。そういうことになってくると、今平野がいっぱいできたと、これはそのとおりなんです。

そうすると、私は今の聞きよると、批判でも何でもないんです、私が感じたことを話しておるわけなんです、Hさんがお話申しましたね、今、この人は75年前の話をしよるんです。ここで、75年前に山に登って、そんなん知つとる人がおろうと言ったけど、だれもおらんでしょう。そうすると、落葉樹がたくさんたまと水は含むんです、これは。そうすると、杉の木をたくさん植えとるところがあるんです。切ってくれるかと、私も山へ入って切っております。まだいまだに、私も74歳ですが、山へ入って木を切ります、チェーンソーを使います、事実。

そうすると、ちょっと儲けたらどうかという人はたくさん木を植えとるんです。そうすると、下を見たらもう全部バラスです。雨が降ったらすぐにぱっと流れる。これが、ここで水を止めたらちっと違うなというふうな感じも持っております。現実にも、私も山へ入って切りよるんです。

そういうことで、今日の朝日新聞にも林野庁が国を動かして予算をつけようかということ、朝日新聞に今日出ておりますよ、皆さん読みましたか。だから、そういうことだから国土省の皆さんにお願いしますと言うんです。国交省へ言うても、なかなか今のところみんな、「いやいや、うちは違う、限界がある、限界がある」という話なんです。これはようわかります、限界があるのはそのとおりなんです。みんな縦割りで、みんな親分が違うんですから、それは限界があって当たり前なんです。

ところが、今考えてください。阪神淡路大震災のときに知事でなかったら自衛隊は呼べなんだ。今はどないなってますか。小さい市町村長でも助けてと言うたらすぐに自衛隊がぱっと飛び出てくるんです。神戸のときに飛行機が上を飛んで、飛んできたのは、自衛隊そのものがこれは大変だということで、だれも指示はなかったけれども調査だけしたんです。今日もこの話があったんです、市役所で。そういうことで、もう時代はどんどん変わっておるんです。

だから、国土省の皆さんも袂をがっとならぬで、ぱっと開いて、徳島県民の声をみんな使っていて、それでやはり徳島から変えていきましょう。吉野川やって、私もここにおる人、初めてここへ来出してから知ったんですが、何でこの人は第十堰のことばかりやかましい、いつまでしよるのと、早うしてくれというて思いよったんです。ところが、話を聞いてみたら、なるほどなというふうにも感じます。だから、一つ国土省の皆さん、私は皆さんと交渉をやつとるんです、今、現に。

どない言いますか、ねえ。「私ところはそれは関係ない、県に言いなさい」と、逃げで

すやんか、逃げたらあかん、これは。はっきり言いますよ、私。何ぼでもうんと言うてくれんで。私は被害があるから被害があるという届け出をしよる。だけど、うんと一つも言わん。一つね、みんな頭を切りかえて、局長さんも言いよったでしょう、温暖化で10年の間に9回も集中豪雨が来ると言うたでしょう。新聞で発表しとるですやんか。そういうことになってくるとね、やはりね、県民の声を十分に聞いてあげて早くやるということが一番大事だと思います。もう時間がないんです、私らも、Hさんもほとんど時間がもうあとないと思いますよ。一生懸命にやっただいておるんです。一つよろしくお願いします。以上です。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Nさん）

すいません、徳島市のNです。先ほどCさんから非常にいいお話をいただきまして、森林の機能はあるよと、量がわからんから、それを無視しなさいという話なんですけど、先ほど申しましたように林野庁、国交省を含めて省庁横断的に、日本は森の国ですから、森の機能がどれだけあるかということ調べていただきたい。そしたら、その効果がどれぐらいあるということがわかるはずです。

民間で調査した結果としては、そういう機能があると、それは無視できない効果がちゃんとあるんだという調査結果もあります。そういうふうな民間の調査が信用できないのであれば、国として森林の機能がどの程度あるのかということ、組織を作って予算を張りつけてやっていただきたい。Cさんのおっしゃるとおりだと思います。効果はあるんですよ。だから、それを整備計画に反映するとすれば、それがどの程度の効果があるのか、それを国としてきちんとした調査をして実証していただきたい。それが、すべての整備計画に反映できるはずなんです。そういうことをぜひともやっていただきたい。

みんなが認めているわけですよ、森の効果は。では、それを具体的な数字として国の施策に反映できるようなそういうデータをとってほしい。とすれば、整備計画に反映できるわけです。我々は安心できるわけです。それは、やはり省庁横断的なそういう組織を作り、予算を張りつけて、実際にやってみないとできないですから、そういうことをぜひともやっていただきたいと思います。

○ファシリテータ

ありがとうございました。森林の機能についてということで。じゃ、どうぞ。

○参加者（Bさん）

Bです。森林の機能につきましては平成13年11月1日に日本学術会議が発表しております。これは農水大臣への答申ですが、67兆7800億円の毎年の利益を生み出しておると。そして、国交省さんに関係のあるものとしましては、41%が土砂崩壊の防止、水質が21%、最後にいろんな数字を並べておられますが、日本学術会議がそういうふうなものを発表しておるんですから、やはりそれは参考にさせていただいて、ぜひとも森林が国交省さんの言われる河川に重大な関係があるということ、もう一回認めていただいて、いろんな場を深めていただけたらと。以上でございます。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。森林の評価について、皆さん森林の重要性については、この会場の方々は認識されている、共通の認識があるんだろうと思います。その中で、今回の整備計画についてどういう記述が可能なのか、あるいは整備計画に反映するためにどういう取り組みをするべきなのかという中で、幾つかのご提案もございました。これを含めて、一度事務局の方からお答えいただきたいと。

その前に、ただいまちょうど5時になっていまして、これから1時間の延長ということでご了解を賜ればと思います。それと、もしよかったら、この解答の後5分ほど休憩を入れて、それから再開したいと思いますので。解答をよろしくお願いいたします。

○河川管理者

河川調査課長の井上と申します。今までのお話の中で、森林整備についてというお話でしたけども、して欲しいと、森林の機能として治水上も濁水についても堆砂についてもいろいろ影響するということで、森林整備を進めてほしいという意見でした。つまり、我々としても森林については治水上も重要だと、そのように我々としても皆様のご意見とも大体の共通認識が図れたと思います。つまり、森林保全についてやっていかなければいけないという共通認識が得られたと思います。

我々としては、今日のお話をさせていただいたのが砂防治山地方連絡調整会議の中で関係機関と連携してやっていくということで、お話したのは、関与しないということをお話していたのではなくて、森林保全などに河川管理者が果たせる役割を模索していきたいということをお話ししました。しかし、これでは国交省のやることとしては足りないんじゃないかというご意見をいただいているのかなと思います。それについては、残念ながら、河川法に基づいて河川整備計画を作る中で、河川整備計画の中に記載することが河川の総

合的な管理ということで書かれておるので、限界があるということです。

これは河川法に基づいた法定計画であるということを岩男課長も当初お話しされました。整備計画自体が総花的に何でも入れられるものではなくて、様々な課題の中で河川法に基づいて作るものであるから、河川法の目的に従ったものでないと書けないということになるんですね。もっと入れればいいのではないかと、もっとできるのではないだろうかというお話があります。

しかし、国土交通省の所掌の範囲、つまり国土交通省というよりも今は整備計画のお話ししているので河川管理者としてできることなんですけれども、もっと入れればいいのではないかとこのお話がある中で、我々としてこの範囲でやらなければいけないことがあるんですね。

例えば、先ほどどなたかのお話の中で超過洪水のお話も出ましたけれども、上流無堤地区では浸水被害の頻発など治水上の様々な課題が起こっていると。まずは、そういうところに重点的に取り組んでいくことをかねてよりご説明させていただいております。我々ができることを、まずは重点的に取り組んでいく。しかしながら、それだけでいいとは我々も思っていない、その辺は共通認識で。

つまり、様々な課題がある中で我々としてできることを整備計画で書いて、その他の課題については森林管理部局である林野庁とも連携して行いますというお話をしています。これについては縦割りというご批判もあるかもしれませんが、まず1点目が法定計画を策定してあるので書くことが決まっているという点と、我々としても様々な課題がある、治水上であるとか利水上であるとか環境上の課題、河川の課題があると。河川について記載している整備計画ですので、森林管理部局と役割分担という言い方をさせていただければいいかなと思います。役割分担して、そういった関係機関との連携を深めて、様々な課題、吉野川水系の様々な全体の課題の解決に向けて取り組んでいければいいのかなと思います。以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。一応お答えいただいたので、これに対するご意見もあるかもしれませんが、5分ほど休憩を入れたと思います。私の時計で今5時3分になっていますので、8分に再開いたしたいと思います。

[午後 5時 3分 休憩]

[午後 5時 9分 再開]

6. 議事（5）

質疑応答・意見交換

○ファシリテータ

それでは再開したいと思いますので、お席の方にお戻りいただけますでしょうか。

予定が6時ですので、あと50分ほどになりました。それで、森林についていろいろと意見交換していただきまして、事務局の方からも改めて回答いただきました。内容としては冒頭の説明に近いような内容だったと思うんですが、それ以上、この時点で踏み込んだお答えが得られるのかどうかというのがあります。森林についてももう少し進めるのか、あるいは何度も出ていました会の進め方について残り50分ぐらいで意見交換を図るのかということですが、いかがでしょうか。

○参加者（Gさん）

両方で。

○ファシリテータ

両方で。両方でというのは進行役としては頭の痛いあれなんですけれども。

では、どうぞ。くどいようですけれども、簡潔にお願いできればと思います。

○参加者（Gさん）

徳島市のGです。

両方でというのは、森林についても様々な意見が出ていて、これは議論が深まらない。それは専門家がいないうえと、平行線に議論がなってしまうためと、やっぱりデータが少ないという3点だと思います。それは皆さんご了解だと思いますけれども。であるならば、分科会をするか、それとも平行線になったときにだれが判断をするのかという中立的なところ、ジャッジをするところがないためだと思います。なので、この議論が深まらないこと、それとも平行線になったときの対処の仕方について、この会には決定的な欠陥があると思います。

それで、データについても保証がないので、信憑性について疑問視する声とか、それとちゃんとしたデータを出してくれ、あるいは自分の感触ではこう思うという様々な、もう一定の共通認識が図れていないということは、ちゃんとしたデータの保証をしてくれるような、一定の客観性を持った中立のところが必要だと思います。

だから、森林一つについてもこういうふうに平行線であるとか、それともデータがばらばらであるとか、感触もばらばらということについて、この会が決定的に欠陥があるとい

うことを如実に示しているのです、森林についてだけでもこういうふうになってしまう、環境についてもそうやし、他のテーマでもそうです。

ということは、分科会をし、さらに客観的に審査する機関を設けるべきだと思いますけれども、それは国交省さんにも答えていただきたいですし、この会の皆さんにもお諮りいただきたいです。

○ファシリテータ

会のあり方について。先ほど、Cさんの方からは、専門家への意見の聞き方として一つのご提案、みずから聞くという方法もあるんじゃないかというふうなお話がありました。今、Gさんから、異なる見解があった場合に客観的な評価ができるような第三者としての専門家の必要性というようなご指摘もございました。

これらについて皆さんは。はい、どうぞ。

○参加者（Cさん）

今、何か決める会をという話ですがね、私はどうしても理解ができません。私たちは、要は国土交通省さんが提示されている吉野川河川整備計画について自分の意見を述べる会だという認識を持っています。問題はね、今のご発言があった方は、いわゆるここで何かを決めたいというような感じを受けるんですがね、それは私は違うと思うんです。それはね、県会議員が県会議で物を決める、国会議員が国会で物を決める、市議員がそういうことを決めるという場であれば、それは決めるということにもなるんですが、少なくともこの吉野川河川整備計画では、地域住民から意見を聴く会と、こうなるとるんですね。だから、私たちから言わせてもらえば、意見を述べる機会ですね。意見を述べればいいんですよ。ここで何かを決めるなんていうことではないと思うんです、この会の目的はね。だけど、そこで物を決める、ジャッジが要る、何か審判が要るという話がどうしても理解できません。

ですから、私が申し上げたいのは、私たちは自分の意見をその吉野川河川整備計画に基づいて意見を述べて、その意見がもし良い意見であれば、国土交通省さんも採用するだろうし、大して良い意見でなければ採用しないと。これはもう当然のことなんですよね。ここで物を決めるから集まれという広告は、新聞広告、その他広告は見たこともないんですよ。意見を聴く会というならば、意見をどんどん言えばいいんですよね。だから、私も下手な意見を言わせてもらってますし、まあ私が言ったことは恐らく取り入れられんだろうと思いつつ、でもやっぱり意見は言うつもりですよ。

だから、ここが決める場所ではないということを皆さんにご認識いただきたいと思うんです。自分の意見を言う会だと。それを根本的に間違えると、話はおかしくなるんですよ。その間違いだけはないようにしてほしいと思うんですよね。何もどこにもそんな皆さん集まると、集まってきて議論の闘いして決めてくれというような話はどこにも、文章にもないんですよ。だから私もそういう認識はしておりません。自分の意見を言う場だと思っています。

だから何も、審判かジャッジか、そんなものが何で要るんですか。もし学者先生に聴きたいことがあるとするならば、それはそれぞれお聞きになればいいんですよ。私のような者でもいろんな学者先生に行って意見を聴いて、もちろんちゃんと教えてくれるわけなんですよ。何でこの意見を聞く場で学者先生を呼ばなくてはいけないのか。これも疑問に思うんですね。

例えば、国土交通省さんは学識経験者から意見を聴く会というのをやって、それぞれ聴いているんですよ。例えば市町村長さんからの意見も聴いています。その意見を集約するのは国土交通省さんなんです。それがどうしてそういう話になるのか、私はいまだに理解できません。何かここで決められるという考え方が私は理解できないんです。決めることじゃないんです。私は県会議員でもございません。市会議員でもございません。国会議員でもないんですよ。ましてや市民でそういうことを決めるということが、果たして今の日本のこの法律で決まっているんでしょうか。私はわかりません。国土交通省だって決める権限はあるんですよ。私は意見を述べて、こういうふうにしてほしいという願いを言うのが、私たちの、まあ言うならば市民としてできる最大のことだと思っています。ですから、その道を間違えますと、この意見は永久に、これは絡み合うことはございません。

私たちはそういう、この場で決めるということに対しては反対ですし、そういう資格も何もございません。一般市民なのです。そういうことをお申し上げておきたいと思います。

○ファシリテータ

この会は意見表明であってというご指摘です。

そちらの方、ずっと手が上がっていたので先にどうぞ。

○参加者（Pさん）

徳島のPといたします。

Cさんの意見、確かにそうだと思います。私どもも毎回毎回こうやって来ているんですけども、意見の相違とかいう話でいえばそのとおりかもわかりませんが、整備計画

案を大きく変えよう、基本的に変えようという意見とは違います、私たちの意見は。一番肝心なのは、その計画が納得できる方法なのか、納得できる計画なのかというのをお聞きをしよる意見交換の場であると思っています。

それは非常に大切なので、私たちは、自分もそうなんですけれども、恐らく河川の周辺で生活をこれからずっとしていく者には、それは私たちだけがその生活の拠点の場として今いいということであればそんな話でいいんだろうけれども、子々孫々までその場で生活する住民の、今計画を立てている国交省さんの中にこれから徐々にですけども、大きな改革をしてくれとか大きなこの計画を見直してくれとか言っている話とは違います。

それで、住民がそこに生活する以上、その工事の納得できる方法を出してくださいと、納得できる意見を述べてくださいと、説明してくださいと言っているんです。そこに大きな、Cさんと私たちの意見の相違があると思います。そのことについて住民同士の意見交換、やっと今回そういうふうに喜多さんの配慮の中でさせていただいているんですけども、皆さんの意見の中に、その基本的な姿勢の違い方、考え方というので、住民の中で2つに分かれた意見というのがどうしても出よい状況になっておって、その中で国交省さんの回答が、どちらに寄ったらいいのかなとかいうようなこともあろうかと思えますけども。

過去の住民意見の報告書の中に、どうしても100%意見を集約した中での報告書という形になってないというのが一部ございます。全部とは言いません。そういうことも踏まえて、賛否両論ある中の意見で、住民がこうしてくださいということだけでなしに、こうしたらええのと違いますか、こういう方法もあるのと違いますかと言ひよる内容について、データ等の意見が集約できない、それを的確な説明ができないからこうなっている。的確な意見で自信持った的確な意見が説明のもとで住民を納得さすだけの計画を胸張って出せるのであれば、こういうことはスムーズにいくと思います。その国交省さん自身の基本的な姿勢というか。

だとしても、1つだけお願いをしたいんですけども、この計画はこれ以上どないにもなりませんというのであれば、河川法の改正の中で、計画した中で、住民とのこういう意見交換とか意見を聴取するというシステムを無視するということになりますので、そのところも考えて、これからの運営に当たっていただけたらと思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。Pさんから、納得するということが大事で、そのためには住民側からの提案というのも必要なのではないかというようなこと。

ここらで一度、事務局の方からコメントをいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○河川管理者

四国地方整備局河川計画課長の岩男です。森林の話から始まりまして、会の進め会に至るまで様々なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

森林で議論のあった仕組みのところに戻るんですけども、森林のことについては国交省は関与しないと言われているというようなご意見もありましたが、我々は決して関与しないと思っているわけではなくて、残念ながら関与できる範囲には限界がありますと、特に森林整備とか、そういったものについては林野庁さんが所管されており、それは一義的に林野庁さんがやる責務があると申し上げております。そういった中で我々ができる取り組みとしては、縦割りという批判がある中で、関係省庁と連携して少しでもそういったものを改善できるように取り組んでいきたいと思いますという意味も込めまして、いろいろな連携の取り組みというのを今回冒頭で紹介をさせていただいているところです。

再修正素案の書きぶりで、努めるというのはお役所言葉ではやらないということと一緒にというご批判もいただきました。しかしながら、確かに不十分なところがあるということは真摯に反省しなければいけないと思っておりますが、我々としては、できる範囲のことは精一杯やっていきたいと考えておりますし、現にそういう取り組みを進めているところでございます。

したがいまして、何度も申し上げますけれども、我々もできるところは何とかやっていきたいと思って頑張っておりますので、そのところをご理解をいただきたいと思っております。

それから、仕組みの方について、専門家がないということで議論が平行線になっていると、あるいはデータについて、我々が提示しているデータについて保証がない、信用できないというご意見、大体Gさんがまとめられましたけれども、その3点かなと思っております。

データについては、これは保証がないと言われると非常に我々もじくじたるものがあるのですが、基本的には我々が計測したデータに基づいてやっておりますが、出典とかそういったものがわかりづらいということで前回もご指摘をいただきましたので、これにつきましてはきちんとどういう出典のもとにデータをお示ししているかとか、そのありかはどこにあるかというものがきちんとご提示できるように、今、改善の検討をしておるところ

でございますので、それについてはまた次回に、どこまでいけるかどうかわかりませんが、ご案内をさせていただきたいと思います。それから、専門家がないので平行線であるということに関しましては。

○参加者（Gさん）

深まらない。平行線とは別。

○河川管理者

深まらないう。専門家がないことで議論が深まらない、ゆえに平行線になっていることについてどう考えるのかということでございます。

我々としては、河川整備計画を作っていくに当たって、もちろん住民の皆さんに納得していただくことが一番の目標ですし、ぜひとも合意形成をしていきたいと思ってこういう会を開いております。ただ、流域の皆様方の意見は多様ですし、場所もそれぞれ流域の皆さん、吉野川は広うございますので、いろいろなところに住まわれております。そういった中で、各会場でこういう意見の聴き方をさせていただいているというところです。特に、徳島市の会場におきましてはなかなか議論が深まらないということで、今回3つに分けて議論をさせていただきました。

そういった中でいろいろ賛否両論があるとは思いますが、ある程度ご意見を聞く仕組みというか、合意形成を図って議論をしていく仕組みとしてはそれなりに、今日もいろいろ議論をいただいておりますが、議論はできているのではないかと考えております。

それで、専門家の問題といたしましては、先ほど申しましたとおり、関係省庁の専門家というか行政の方をこの場にお呼びして一緒に議論いただくというのは、河川整備計画策定の趣旨、それから法制度から考えましても不相当であると考えておりますので、これについてはこの場にお呼びするつもりはございません。関係機関と連携していく取り組みの中でありますとか、またそういった別の場で議論をさせていただきたいと考えております。それから、学識の専門家につきましては、学識者会議というのを設けまして議論をさせていただいているところでございまして、今回皆様からいただいたご意見、徳島市の会場だけでなく、様々なところからご意見をいただいておりますので、そういったものについてはきちんとお伝えして、学識者会議の中で議論をいただいているというのが、基本的に我々のスタンスでございます。以上です。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Gさん）

答えていただけていないと思うんですけども、先ほどCさんからもおっしゃった、聴く会なのか合意形成の場なのかということについてコメントがいただきたいが1点。もう1点は、議論はできているという国交省さんの見解。私たちは議論ができているとは思っていない。この乖離についてはどうなさるのかについて1点。簡潔にお答えください。

○ファシリテータ

はい、会の趣旨と、どうぞ。

○河川管理者

河川計画課長の岩男でございます。

意見を聴くのか、合意形成を図るのかということなんですけれども、我々は意見を聴きながら合意形成を図っていきたくて思っております。それで、できれば納得していただきたいと思っておりますけれども、それは流域住民の方、いろいろ多様な意見がございますので、すべての方にご納得をいただくというのは難しいことではないかと思っております。これはどういう取り組みをやっても変わらないと我々は認識しております。

それからもう1点は、すいません。

○ファシリテータ

議論が成立しているかどうかということですね。

○河川管理者

これにつきましては、この住民の意見を聴く会につきましては、徳島市の会場他いろいろところでやられております。それぞれいろいろと工夫をしてやらせていただいておりますけれども、その議論の深まり方という面では、いろいろな会場で、深まっているところ、そうでないところ、いろいろあるとは思いますが、一定の議論はできていると我々は認識しております。

○ファシリテータ

どなたか他に。では、そちらの方。

○参加者（Jさん）

徳島市のJです。

先ほど、精一杯できる範囲で頑張られているという話ししてはいますが、僕たちは頑張っていたかなくても、求める結果が得られればいいんですよね。仕事とか役目は、頑張ったけど結局だめでしたと。やっぱり結果が重要なんです。ですから、頑張っています

からお許してくださいという話にはならないので、頑張らなくてもいいので結果出してくださいというお願いが1つ。

それと専門委員の話聞いていますという話がありますが、もういつものことなんですけど、御用学者を集めて自分たちの都合のいいデータを集めてくるというのが、今回は知りませんよ、でも今までは大概そうでした。第十堰の議論した、さっきもいらっしやったAさんがメンバー決めて審議委員作りました。結果は可動堰を造りましょうという答えでした。それはAさんがみずから選んだ委員を集めて、御用学者の連中を集めて、自分たちに都合のいい答えを導き出すと。大概の場合、もうそういうやり方は見透かされているんですよ、住民に。

ですから、何で我々を信用してくれないんですかとおっしゃるかもわかりませんが、この日本の国は、総理大臣から始まって平気で国民にうそをつくような国なんです。ですから、あなた方を信用してくれと言われて、はい、そうですかと言って信用するわけにはいきません。その学識経験者の意見を別途に聞いていますと、その話をここで出しますとおっしゃられても、そのまとまった意見がそのまま正しい意見だとは到底うのみにできない。先ほどから一生懸命応援されている方がいらっしやいますけれども、彼みたいに従順な、国交省の言うことは正しい、国の言うことは正しいと思われる方であれば権力側は非常にやりやすいんでしょうけれども、僕らはもうずっとだまされ続けてきたので、あなた方を疑うのではなくて、チェックをしたいということなんです。ですから、そういう仕組みをぜひ取り入れてくださいじゃなくて、取り入れましょう。

大体、住民側が国交省側をお願いすること自体がもう既におかしいですからね。一緒にやりましょうよ。

以上です。

○ファシリテータ

結果を求めたいということと、専門家の選び方ということですけども、どうぞ。

○参加者（Kさん）

応神町のKと申します。今、何か国交省の回し者みたいなことを言われたんですけど、私は1円ももらってもいないし、行って文句もいっぱい言っております。でも、今、あの方がおっしゃったように、徳島県の県民の現状を御存じでしょうか。土木会社が倒産いたしました。なぜこういうことを申すのかというと、大きい会社は会社更生法というんですか、それで立ち上がっております。でも私の周りの方は、もう今にも生活、子供さん2人

と夫婦と親とで、それでもう生活ができんけん、どっか行きと言うても雇ってもらえんて、年齢的に。家族の保証もできんと。精一杯今頑張ってるから、徳島の道路、公共事業、もう頼むけん言うてよと。

それで、徳島のつぶれた会社の方々名古屋にみんな出稼ぎに行っておりますと。名古屋に行って出稼ぎに行って、ホテルでは泊まれんような状態ですと。何か賃金をいただいて、何か車の中で寝て、それでそのお金を徳島の家族に持って帰ってくるような状態です。

それで徳島で皆さん議論をおっしゃってもよろしいけど、本当に本当に、皆さん、保証していただけますの。私の家は古川ですが、吉野川も大好きです。旧吉野川もバックにあります。もし洪水が起きたら、議論をされている方、私に保証していただけますか。それがお聞きしたいんです。

○ファシリテータ

はい、ちょっと問題点を整理します。今のご意見は恐らく、計画を早くまとめて早期に着工していただきたいというご意見だろうと思います。それと、この議論をどうやって持つのかというあたりのご指摘だったと思います。それらに関連して何かご意見は。

後ろの方、お待たせいたしました、どうぞ。

○参加者（Qさん）

徳島市のQと申します。毎度毎度本当にお疲れ様です。本当に限度が来ているのかと思います。

それで、この会のあり方の中で、原点に立ち戻れば、吉野川水系河川整備計画というのは、ここに書いてありました「『よりよい吉野川づくり』に向けて」にあるんですよね。先ほど意見の中で、法整備の中でできる限界でありますので、今のこの仕組みでないとはだめですというような断定した言い方をされたんですけども、法整備でいうならば、この河川整備計画というのは新しい河川法の中で取り組む河川整備法なんですよ。新しい河川法というのは、何人もの方がおっしゃってましたけど、住民の意見を聞くというようなことを盛り入れた、様々な状況、利水・治水、すべてを入れて考える新しい河川法というもとでこの会は行われているんですよね。

そうすると、この吉野川は、例えば私も流域に住んでいますが、住民の資産を守るため、それから今の方も発言されていましたが、堤防が切れたらどうするんやとかいろんな意見をもとに、それを聞いてよりよい吉野川を持つために、河川管理者なんですけど、河川管理者とおっしゃっても、私たち住民がよりよいようにできる、その責任を私たちがお願いを

した河川管理者であって、自ら河川管理者で川を自分で持つてゐるわけではなく、皆と一緒に川をつくる一立場の人なんですよね、皆。それは皆同じ、同等に立ってると思うんです。

なので、その私たちの方から、例えばもうちょっと専門の分野、農水省なり、それから林野庁なりの意見も聞きたいんだけどもとか、専門の方がいればこの点についてもうちょっと聞きたいんだけども、それで意見を深めて聴く会をしようじゃないかという提案に対して、なぜこの河川法の中ではそれは適用できないという発想になるのかが、すごく矛盾しているように思うんです。そもそもは住民の意見を聴く会であるはずなのに、それはこの法整備の中で聞けない、省庁間のこととかもすごくあるかと思うんですが、でもその省庁間のことを乗り越えて、それを住民の方からこういう意見が出ているのでぜひ出席してもらえないだろうかとか、こういう企画をしたらどうだろうかということをするのが河川管理者としての責任ある仕事ではないのでしょうか。

すいません、長くなりました。

○ファシリテータ

新しい河川法の理念に基づいた参加の場のあり方についてということで、これまでのことを踏まえて一度コメントをお願いしたいと思います。

○河川管理者

地域連携担当の副所長の熊岡と申します。すべてお答えできるかどうかわかりませんが、まず、学識経験者の選定の話が出まして、御用学者的じゃないのか、そういうご意見もございまして、非常に遺憾に思っているんですけども、今回参加していただいた先生方のいずれも徳島の地元のことをよく御存じで、また吉野川の河川とか森林とか生態学、水質等に非常に精通している先生方を選んでおります。また、学識者会議の議事録とか新聞記事等を見ていただければおわかりになるかと思えますけども、行政側としましては非常に厳しいご意見もいただいております、それを反映するために、また苦勞しているという状況でもございます。

したがって、学識者の選定につきましては、事務局としましては自信を持っているところでございます。

それと、意見を聴く会に関係機関とか学識者を呼べないのかというお話がありました。これは計画課長からもお答えをしていますけれども、基本的に、確かに吉野川流域で私たちが担当していますのは、そのうちの直轄区間の、しかも河川法の及ぶ範囲のことを担当しているということで、当然その他には、森林もありますし都市もあるし海岸もあるとい

うことで、基本的に関係する行政機関というのは非常に、ある意味日本の行政機関すべての部局にわたるような形にもなります。各々でそういう計画に基づきまして各担当の事業をしておりまして、国交省としましてはこの河川整備計画に、そういうところをお呼びするという権限もございませんし、また物理的にも非常に多岐にわたるものをすべてお呼びしてやると、また呼ばなければこの会が成立しないということはちょっと難しいかと考えております。

以上です。

○ファシリテータ

専門家の選び方と他の行政機関についての考え方が示されました。

それ以外に、新河川法に関連して新しい仕組みについてということで提案がありましたけども、どうぞ。

○参加者（Iさん）

徳島市のIです。

まあ何だかんだいっても問題点というのは大体絞られてきていると思うんですね。そこでもう一度ちょっと別の角度からお尋ねをした上で、どういう仕組みのあり方かということを考えたいと思うんです。

それは、これはもう繰り返し出ていますように、整備基本方針と整備計画と違う。それで、整備計画の、例えば基本高水という点から見ると明らかな差がある。これは安全度が下がったんじゃないかということをおもっているんです。この点について問題は解消されてないんです。ですから、もう何度も何度も繰り返し問題は出てくる。ところで、新しい河川法というのは安全度を低くするための法律なんでしょうか。それを聞きたい。

僕は決してそうじゃないと思うんです。安全度を低くするための改正ではない。だとすれば、安全は上がっている、つまり安全度を上げるために何をしたらいいのか。そのテーマが変わったということなんですね。そのテーマが変わったんです。ところが、従来の安全度という基準で考えると、どうしてもやれる範囲は限界がある。この矛盾だと思うんです。この矛盾をどうやって整備計画の中で解消していくのか。

これは新しい治水戦略を立てない限り、それはできない。では、その治水戦略はどうやって立てるんですかというところで現在の国土交通省河川局という一つの縦割り行政の中で、つまり決められている自分の領域の中から出ない問題なんですね。だからこそこうやって様々な意見を聞いて、そこから新しい答えを生み出そうという場が必要なんです。こ

れは全国共通なんです。そのことをまず認識してほしい。

そのことについてどういうふうにお考えなのかということを知った上で、じゃ、何が必要なのかというところに議論を進めていきたいと思います。どうでしょう。

○ファシリテータ

Iさんからの質問で、新河川法について、安全度を高めるために新しいテーマもあるんじゃないかというようなことについて。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○河川管理者

徳島河川国道事務所長の佐々木です。基本方針がまずあって、そのもとに整備計画があると。このギャップがあるので、これはあたかも安全度を下げる計画をわざわざ作っているのではないかというご意見がありましたが、そこについてまずご説明をしたいと思います。私どもが示している基本方針というのは、従来でいくと工事実施基本計画というのがあったんですけども、それに基づいて、吉野川でいけば安全度150分の1、これは150年に1回発生するような大規模な洪水に対して対応していきましょと、こういうことで目標を立てているわけです。ところが、実際に整備をするには非常に長い期間があります。今までの新河川法の前はそういった段階的な計画というのがなかったわけです。ですから、元々示している吉野川の2万4000m³/sに対する計画というのは、どういう手順でいつまでにできるという段階的な目標というのが示されていなかったということになります。

今回の整備計画では、これはまさに新しく出てきた計画という、概念ということになりますけれども、2万4000m³/sに達するためには非常に時間がかかりますから、いつになるかわからないようなものじゃなくて、概ね20年なり30年で何ができるかと、こういうものをお示ししようということを出てきている計画です。その目標として、段階的に戦後最大洪水の平成16年の洪水を対象にしましょと。それを目標にしてどういうメニューで実際に整備ができるかというのを示したものだということになります。

ですから、決して将来的に確保する安全度を下げているわけではなくて、将来的な安全度を達成するために、段階的にどう進めていくかというもののプロセスの一つだと思っていただきたいと思います。これが新河川法で変わったものの一つであります。

なおかつ、新河川法ということで変わっている部分は、冒頭の説明の中でありましたけれども、必要に応じて学識者の意見を聞く、あるいは必要に応じて住民の方々からの意見を聞くと、こういう手順が整備計画を策定する上での手順として定められました。これは

新たに定められた部分であります。私どもは整備をするに当たっては、従来は、河川によってはそういう取り組みをしていたわけですが、せざる整備をすると、河川管理者だけで考えて整備をするということも当然ありました。そういうご批判を受けたわけですが、今回の法改正によって、整備計画を策定するに当たっては、これはまさに必要に応じてという文言がついているんですけれども、できるだけ専門家の意見を聞き、なおかつ住民からも直接意見を聞いて、取り入れられるものについては取り入れたいと、そういう気持ちでやっているところであります。

ただ、今日の会議の中でも随分ご意見がありますとおり、その取り組みのやり方が不十分であるとか、もう少しこうしたらいいんじゃないかと、こういう意見が多々あります。さらに努力しているだけではだめだという厳しいご意見もありましたが、我々ができる範囲内で、これは新河川法を受けての取り組みでありますけれども、努力をさせていただいているというところでご理解をいただきたいと思っております。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Iさん）

何度聞いても同じ答えしか返ってこないのでもちよっと疲れるんですけれども、階段はあるけれども、しかしながらあそこの真ん中から、30年から先の階段というのはないんですよ。絵はかいてあるけれども一切答えてくれないでしょう。それが皆さん不安に思っている原因なんです。

そうじゃなくて、この絵が決定的に間違いなのは、目標2万4000という数値だけでこれを出しているんですよ。そこが間違いなんです。確かに、川の中の河道だけで考えれば、河川管理者はここまでしか出せないんだと言ってしまうればそれまでです。けれども、それだったら河川法で新しい安全目標を決めた意味が全くありません。環境も入れた意味が全くありません。そうじゃないはずなんです。だから、総合的な河川管理の課題が河川管理者に負わされたけれども難しいということをお頭におっしゃったんじゃないですか。

だけど、本当に河川管理者が国民のために仕事をするのであれば、そのことを目をつぶってやっては困るんです。何とかしないかん。そこでどうするかということで、また戻りますが、もう一つ聞きたいのは、2万4000から1万9400引いた残り、以前は、工事実施基本計画では、新たなダムを4つ造るという形で目標達成という道筋を立てていました。ですよ。それで、今は新たなダムを4つ造ることによってその安全度を確保するという目

標はありません。だとしたら、どういうふうな安全度を何によってそれをするのかということを示さなければ、皆さん不安に思うのは当たり前じゃないですか。その新しい安全をするためには、流域の80%を占める森林も含めて総合的な治水策をやるから、それにかわる新しい安全というのが確保できるんだというふうなことだとか、いろんな新しいテーマが出てきているはずなんです。

そのことを含めて、道筋を説明するために、どういう仕組みでその道筋を作ったらいいいのかということがずっと問題なんです。議論されているんです。だから、そのことをぜひ答えてください。そうしないと、本当に前に進みません。もし質問がわからなければもう一度言います。わかったらお答えください。

○ファシリテータ

4600m³/sを埋めるためのロードマップというのをどういうふうに考えているのか。あるいはそのロードマップを作るための仕組みというものはどういうことが考えられるのかという2点だと私は理解していますけども。

どうぞ。

○河川管理者

徳島河川国道事務所の佐々木です。

2万4000m³/sと1万9400m³/sのギャップについて、この整備計画以外の部分になりますので、ではどのようにというご質問かと思えます。正直申し上げまして、そのギャップを埋めるための具体的なメニューが現段階であるわけではありません。現段階でそのメニューがなければこの議論ができないのか、ということにつながるのではないかというご意見かと思えますけれども、そうではなくて、まさに平成16年に起こった洪水、戦後最大の、この地域における一番大きな洪水でありました。今お示ししているメニューというのは、戦後最大洪水であるこの地域で最も大きかった洪水に対応できるためのメニューを皆さんにお示しさせていただいているつもりであります。ですから、その先がないと全く治水対策ができないのかと言われると、私どもはそうではなくて、少なくともこの地域で最も大きかった被害、これを対象にして安全にできるための計画、これはなおかつ私どもの国の財力からいくと、せいぜいで30年でやっとならざる中身であります。さらに100年後、150年後というのを今示せと言われると、残念ながらお示しできないというのが実態であります。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Iさん）

もう繰り返しになりますからこれで最後にします。

それで、全く答えていただけていないんです。ここの30年から先のメニューを示せなんてことは何も言ってません。そうではなくて、これからやろうとしていることは、今までよりももっと住民にとって安全が高まるという、そういう新しい治水戦略を示してほしいと言っているんです。そのためには、河道の中だけではなくて、もっと総合治水が要りますというのであるのだったら、その総合治水を実現するための壁が一体何であって、その壁をどうやってクリアしていくのかという方法を示すべきです。そうしないと、30年先は全くわかりませんが私についてきてくださいということしかないでしょう。それではだれだって不安に思いますよ。

そこで、現在突き当たっている壁というのがはっきりしているのであれば、その壁を越えるためにどうするのかということをご議論していただきたい。それが僕の最後のあれです、この問題については。他にもいっぱいあるんです。けどそこまでもう、入り口論からなかなかいかないところを早く解決してください。

○ファシリテータ

今の点についてどうぞ。

○河川管理者

佐々木です。1万9400m³/sと2万4000m³/sのギャップをどう埋めるかというご質問だと思いましたので、そういうふうにご回答をさせていただきましたが、私ども、今計画しているのは戦後最大洪水ということ、1万9400m³/sを計画、施設として守るべき計画として皆さんにお示ししておりますけれども、決してそれでいいと思っているわけではありません。今、1万9400m³/sを超えるような洪水も当然発生し得ると思っております。ただ、財政的に非常に厳しい中で、新たに堤防を造るとか何かものを造るというのはなかなかできませんので、そういった、あるいは1万9400m³/sを超える洪水に対しては、ソフト対策でできるだけ被害を軽減していきたいと思っております。

それはこの中では、被害軽減対策という形でお示しをしておりますけれども、関係する沿川の市町村と連携をして、避難がしやすいようにデータを提供するような工夫だとか、あらかじめハザードマップを作って住民に提供するようなことだとかも含めて、この中で折り込んでいるつもりであります。まだまだ足りない部分があるかと思いますが、それに

については、これから様々な知見が得られた段階で、また新たな取り組みもしたいと思っております。

これですべてだと思っているわけではなくて、さらにそれを超えるようなところについても、大きなお金をかけるのではなく、できるだけソフトの対策でもって被害を軽減したいというつもりでお示しをさせていただいております。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか。関連したご意見で。どうぞ。

○参加者（Fさん）

徳島市のFと申します。

関連ではございませんが、流域住民の意見を聴く会も、スケジュールでいうと本日で3回目が終了することになりますが、これで意見を聴く会が打ち切りになるのか、あるいはまだ何回か続けて開催されるのかは存じませんが、前提条件である第十堰の対策を除いた形での整備計画としては、素案からすれば住民の各種意見や要望についてかなりの修正が加えられたと思います。一応はその前提条件でございますが、整備計画は整ったのではないかと、私は思います。この上は整備計画の策定に向けて、早急に作業を進めていただき、この計画を実行に移しまして、安全で安心のできる吉野川に早くしていただきたいと思っております。以上でございます。

○ファシリテータ

早期の計画の策定ということで、先ほどのIさんのお話とちょっと違うのですが。どうぞ。

○参加者（Pさん）

先ほどのIさんの話の中に、所長さんの回答というか答弁の中で、2回も繰り返して同じことを質問された中で、なおかつその回答を言わないという、一番私にとっていらいらしたのでもう一遍言わせてもらおうんですけども、総合治水に関して、今の整備計画だけでなしに、総合治水という大きな観点の中から国交省が河川課の中で大きな壁になったりできない要因があるのだったら、それは何ですかという質問があったと思うんです。

先ほどから、それも答弁の中にないのであれば、私はこんな質問はしませんけども、例えば今日一日ほとんどの時間が森林のことにかかわって皆さん質問された、その林野庁とか農水省との関連は大きな壁でないんですか。そういうことはできないと言った回答の中に、総合治水の中には、流域全体を踏まえた総合治水ということであれば当然いろいろな

分野の中での壁なり、一緒にできないというか、そういうふうな河川課の中での対応として難しい取り組みというのを具体的に言ってくださいと言ったはずなのに、2回も答弁しながらそれが出ない。それはどういうことですか。

○ファシリテータ

総合治水について考え方とか、壁についてということをお願いします。

○河川管理者

総合治水でどういうところまでやるかということにもかかわってくることになります。総合治水も非常に概念が広いので、すべて詳細にこの場でご説明するということにはならないのですが、やれるということについては、先ほど言った被害軽減対策の中で、私どもができる範囲で盛り込んだつもりであります。

例えばということになりますが、私どもが直接できないものとして、総合治水の概念の中に含まれるものとして、例えば土地の規制というようなものがあります。これは河川法が土地の規制でできるというような法体系になっておりません。我々の権限ではありません。ですから、もし土地開発を規制するということになれば、市町村あるいは県のそういった土地開発部局、土地利用規制をする部局、あるいは都市計画法を所管しているようなところで、そういった法律に基づいて実施することになります。

ただし、私どもとしては、総合治水対策でいろんな流域でいろんな試みをやっているところがありますが、そういったところと非常に宅地開発が進んでいるようなところにおいては、もし宅地開発がこれ以上進めばどういうところに浸水をしますとか、もし大きな洪水が来たらどういうところが危ないですと、こういったものをお渡しして、それをかつ市町村から住民にも情報提供するようなことをして、できるだけ市町村行政なり県の土地利用部局が治水上の視点で考えられるような材料をお渡ししているというのが現状であります。直接、ここに家を造ってはいけませんとか、市街化区域を絶対にこれ以上ふやしてはいけませんとか、そこまでの権限は有していないということになりますので、そこは限界になるかとは思いますが。それ以外にもいろんな点がございますけれども、一例としてご説明させていただきます。

○ファシリテータ

どうぞ。

○参加者（Rさん）

川内のRでございます。

今日は非常に有意義な、喧々諤々で、しかも森林のこと、これは1年か2年前だったら緑のダム言うて、もう非常にやかましかったですね。このごろ、緑のダム言わんようになった。大体、緑のダムの効力というのは、ないことはないんだけど、大したことないわけですね。それが皆さんにもわかってきたと思います。

私がこれから申し上げますのは、そこの河川整備計画の特徴として、今後30年間にはこの紫の色がついていますわね。それから向こうは灰色になつとるね。グレーゾーンというかいな。そのときに、瞬間的に私が感じたのは、流域外分水なんかをして、そして毎秒6000 m^3/s ですか。6000 m^3/s のうち、既に早明浦ダムその他のダム群で3000 m^3/s はクリアしとるんですね。だから、あと3000 m^3/s は上流の方で解決するという。これはなかなかできんこと。

ところが、我々はやっぱり勇気が要ります。それをIさんは言えと、こう言う。時の官僚の皆さん方はそれはまだ言えんと、こう言う。言えんはずじゃ。それは本人が言うて今度先で問題が起きたら何するから。だから、我々県民が勇気のある決断をせないかんと思います。それに対して官僚はどういう考え方を持つとるか、こういうふうにせないかんのと違えますか。

それで、私はこれを言うたら、実は私の方のグループにしかられました。こんな重大なこと、皆に相談せんと何なのと言うて。ところが女性の方が賛成してくれたぞと。こういうような話で、彼我乱れた意見が今後、これについては県内で展開していくんでなかろうかと推測されるんですね。我々はそれから抜けたらええがな、勇気がなかったということですね。だから、皆勇気はないんですね。それで、選挙に出たら落選はしたくない、ほんでええことを言う。ところがええことを言うたら落選するかもわからん。けれどもその勇気を我々も、それから時のこの国交省の皆さんも持って、もうそろそろそういうような方法が、いろいろ方法があると思うんです、有効利用するのにね。それで、総合治水だとうまいこと言いよるんですね。

ところが、そういうことも超越して、これは所長さんにお伺いしたいんですが、もうこの幕引きはいつやるんですか。幕引きができれば、その後はその30年から右の、これについて県民の総意、私は流域外分水をとりあえず言つとるのでありますが、そういう問題点も含めて、上流でダムが要りますよと、こういう。聞いてみたら、ほんまにダムが要りそうなんよね。ところが、上流はもう過疎で非常に少ない。上流の人の反対というのも、意外と金で解決するんでないんかいなと思います。それで、風景が乱れるというようなこと

はずないと思うね。湖水があつたらかえってきれいになるね。ただ、人口湖水やからいろいろ言われるんであって、あれもやがてそやけどそういうダムにすれば、そのダム自身が自然に溶け込んでいきますから、そういうような思い切った、今皆さんには考えられんほどの発想をこれからしていかないかんとおもいます。それで県民の皆さん、今日皆さん、私はもう80でございますが、やがてこの年とっていくので、今からそういう問題について関心を持っていただきたい。

以上、私の所見を申しておきます。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。30年後、この計画のスパン以上の議論も必要なのではないかということ。

どうぞ。私の方から見て左の方、グレーのトレーナーの方。

○参加者（Sさん）

徳島市のSです。

前回、その科学的なデータのとり方、見積もりの仕方について手法を明らかにしてくれと言ったところ、それは物理的に不可能であると、記述することはできないという回答をいただいたんですけども、学識者の方々は物理的にそれを読むことができますか。学識者会議の方は一体何を議論するのかを教えてくださいたいんです。

○ファシリテータ

すいません。テーマが少しずれてきたのと、時間の関係がありまして、今の質問にまずお答えいただきたいのと、それから先ほどRさんからの指摘のあった点、30年以降の話についてどうしていくのかというようなことについて少し意見交換をして、予定時間が少ないので、思います。

まず、今の質問についてちょっとお答えいただけますでしょうか。

○河川管理者

河川の副所長の山地でございます。

すいません、今のその哲学とか科学的な話ですが、前回もお答えしましたように、お聞きになっている意味が、余りにも漠然とした聞き方なので、私どもも正直言ってどのように答えていいかわかりません。

ただ、学識の委員会というか、会の方には、環境とか治水とか、それぞれご専門の立場から先生方に来ていただいておりますので、そういったご専門の立場の中の部分をきちっ

と見ていただいて、我々が計画の中で考え方とか、あるいは別に何かいい案があるとか、今の状況を書いていること自体がどうかといった評価も含めて、いろいろご意見を伺っているところでございます。ちょっとお答えになっていないかも知れませんが、学識についてはそういうことでございますし、言われたことについては、申しわけございません、ちょっと答えようがないのでこの辺でご勘弁をしていただきたいと思います。

○ファシリテータ

よろしいですか。それでは、ちょっと時間もないので、あと1名か2名の方からまず意見を伺いたいと思います。どうぞ、後ろの方。

○参加者（Eさん）

吉野川市のEです。

もう1つ、この会のあり方について疑問というか、公正でないと思っていることがあるんですけども、今日の説明資料の中で9番なんですけれども、この意見の取りまとめ方法なんですけど、意見の整理を一体どこでだれがしていつどのようにどんな議論がされているのかを知りたいというふうに思います。

例を挙げると、この「『ご意見・ご質問』に対する四国地方整備局の考え方について」という資料の中で、222ページに魚道のことが書かれているんですけども、「池田ダムの魚道においてはアユの遡上が多く確認されており、概ね魚道が機能していると考えられます」というふうに書かれているんですけども、そういうふうに国交省が考えられているデータの根拠と、それからどういうふうに議論されてこういう結論になったのかということが不透明なので、私自身はこの魚道が今の状態で機能を維持しているとは考えられないので、そういう質問をさせてもらいました。この意見の取りまとめがその河川法の理念に基づいて、科学的に議論されているのか疑問というふうに思います。

それがこのニュースレターにもあるんですけども、この「会場での主な意見」というふうに書かれているんですけども、前回の徳島市の環境・維持管理の会で出された意見が今日の説明資料の66の中にも出ているんですけども、これははっきり言って国交省さんにとって都合のいい意見ばかりが集約されている、これが主な意見だというふうに私は思います。

そしてこれは今後も資料になっていって、ここに関係していない人が見たら「あ、こんな意見が主だったんだ」というふうに思われてしまうわけです。なので、やはりその意見がどういうふうに集約されているのかというのを、よりオープンに、透明にいただき

たいなと思います。

○ファシリテータ

はい、Eさんのお話は、具体例もございましたが、一般論としてどういうふうな意見整理をされているのか、あるいはニュースレターに取り上げている意見というのはどういう基準で選んでいるのかという2点だと思います。どうぞ。

○河川管理者

地域連携担当の副所長の熊岡です。

意見の、まず一般論的な話になるんですけども、会場でありました速記録と、あと意見記入用紙でいただいた意見、それからはがき等、それらのものにつきまして、全文並べて、それをある程度のところで、意見として集約できるところで区切っていくまして、それがこの意見及び質問というところになっています。

ただ、それすべてやると、極端には2000ぐらいの話になってしまいますので、それにつきましては、共通するテーマということでテーマ分けしまして、その意見の要旨を、テーマ及び意見要旨というところに書いていると。それに対する回答の話なんですけれども、例えばアユの話でしたら、これは当然魚道を管理していますのが、総管になりますので、そちらの方の見解とかデータをもとに考え方を書いているというところがございます。

あと、ニュースレターの話なんですけど、これは何分速記録も何もまだちょっとできていない段階で至急出す必要があるということで、一応議事要旨という形でまとめて、それもすべて10も20も出すわけにはいきませんので、4つ程度挙げているわけです。これもきちつと議事録そのものは公開される話ですので、何かここでニュースレターで隠そうとして隠せるものでもございませんし、そういう意図もございません。ただ、まだ十分できていない段階で何とかしてまとめようとする、ある人から見れば自分の意見が出ていないとか、そういうことは十分あるかと思えますけども、その辺は極力注意してやっていきたいと考えております。

○ファシリテータ

どうぞ。

○参加者（Eさん）

吉野川市のEです。それでしたら、ここに出していただいている分なんですけれども、国交省の考え方からそれに対応した内容というふうに移行する段階で、学識者の見解というのは入っていないということですかね。それでしたらやはり科学的な計画とは

言えないと思います。これに対して、後々に学識者からコメントをもらうというような形なのかなというふうに思います。

それと、ニュースレターについては、それでしたら主な意見としてこういうふうに出されるのはちょっと無責任かなというふうに思います。

○ファシリテータ

はい、今の点についてどうぞ。

○河川管理者

すいません、ちょっと私の説明が抜けまして申しわけなかったんですが、考え方をまとめる段階とか、素案に反映する段階につきましては、当然担当する学識の方にご意見を聞きまして、その上で反映しているということです。

主な意見、無責任ではないかということなんですが、ただどのような傾向の意見があったということはお示しすべきだと思いますし、そういう形で、ちょっと不十分でありますけども、今の形でお示しさせていただいているところでございます。

○ファシリテータ

そろそろ時間ですので、その点も多少ご配慮いただければと思います。

○参加者（Eさん）

はい。それでは、先ほど申し上げた魚道のことなんですけれども、この魚道の改修が概ね魚道が機能していると学識者も認められたということになるんですけれども、やはりそれはそういう学識者を選んだとしか私は感じられないので、やはりそれを公開の場で、私というか、そういうふうに思っている、魚道のことであれば魚道のことを話しできる学識者と同席で話がしたいなというふうに要望します。

○ファシリテータ

会の進め方についての要望ということで。もう時間なので、今2人手が挙がっています。一方で、帰り支度されている方も結構いらっしゃいます。あと2人、お二方、奥の方から、では、どうぞ。

○参加者（Qさん）

何度もすいません、徳島市のQです。先ほどのEさんと同じ意見なんですけれども、要するに国交省の方のフィルターがかかって私たちのもとにこういう情報が来るのではないかという疑心暗鬼がどうしても払えない。今、その例をEさんが言ってくださったと思うんです。ニュースレターただ一枚なんですけど、これがもたらす効果は絶大です。でも、

それをどれだけ感じられたのか。私たちはこのニュースレター一つで、「ああ、やっぱり国交省はフィルターかけて選んだんや」と思ってしまいます。そこの辺を十分考えて対応していただきたいし、今後のことを考えていただきたいです。

以上です。

○ファシリテータ

では、最後にどうぞ。

○参加者（Gさん）

今のEさん、Qさんの意見に賛成なんですけれども、国交省のデータの集め方、そして反映のさせ方が恣意的ではないかということだと思っんですけれども、その疑いがあるときに、それをだれが本当に公平だというふうに、国交省は公平だと言う、そして私たちも会もこれで議論が尽くされたとは到底思っていないんですけれども、いや、議論は尽くされたという意見もあるし、国交省も一定議論も尽くされて様々な意見があるとおっしゃる。

では、だれがそれを、国交省が決めるということは国交省の恣意的な反映しかできないわけです。ちゃんと本当に意見の合意形成というのであれば、それが合意形成できたということをやちゃんと判定してくれる、本当に中立的な立場の方がほしいです。そうではない限り、議論も尽くされていないのに意見は出たと言われてしまって、この会がもしそのまま打ち切られては、私たちが本当に何のために意見を持ち寄っているのか、本当にもうばかばかしくてやってられません。

合意形成というのは、本当に納得のいく形でないと、私たち、平行線のまま終わるわけにはいきませんので、これは本当にもうちょっと今後のあり方について、これは今日で今後のあり方は終わりなんですかね、もうちょっと示していただきたいです。

○ファシリテータ

3点、共通した意見だと思います。これについて事務局から回答をいただいた上で、本日は時間がオーバーしていますので、今日の会は6時までというお約束なので、これで閉会したいと思います。その後についても後ほど事務局から説明していただきたいと思っます。まず、今の点について簡潔にお答えいただければと思っます。

○河川管理者

四国地方整備局河川計画課長の岩男です。

ご意見について、いろいろあったと思っますが、まず1つは国土交通省がフィルターをかけているのではないかとございます。これは先ほど熊岡副所長の方から説明

させていただいたとおり、2000件近くの多種多様な意見がございました。それについて、全文を全部掲載するわけにはいきませんので、ある程度趣旨ごとに取りまとめて、その中身を意見及び質問として取りまとめさせていただいて、まず四国地方整備局としての考え方を述べさせていただいているということでございます。その考え方に対応した素案の内容につきましては、その考え方の主なものについてはきちんと学識の方にもご意見をいただきながら記載をしているということでご理解をいただきたいと思っております。

そういう形で再修正素案など作成する各段階でもご意見は伺っておりますし、また学識者会議でも議論をいただいているということで、それなりの客観性というのは担保できているのではないかと我々は考えております。

○ファシリテータ

申しわけございませんが、時間になりましたので。毎回恒例になりますけれども、今回のテーマについてももう少し深めたい意見があったという方は挙手を。

○参加者（Eさん）

今のことについてコモンズさんはどう思われていますか。客観性が担保されているか。

○ファシリテータ

客観性の担保について。また、ちょっと時間なので改めてお答えしたいと思います。

とりあえず、本日時間も20分近くオーバーしていますので、一度私どもの進行をこれで終わらせまして、事務局の方から今後について少しご説明いただければと思います。

至らない進行で長時間に及びまして、皆さん、ご協力どうもありがとうございました。

○河川管理者

地域連携担当副所長の熊岡です。今日の残った意見とか、その辺につきましては2月3日に予定しております追加の会の中で、まずは対応させていただきたいと考えております。

○ファシリテータ

2月の追加の会ということで、またこれも引き続きこういった意見交換をしていただければと思います。

すいません、今のお話の点について1点だけ。3週間以上の告知をもって会を開いていただきたいというのは以前にお願いしていることでもあります。ですので、今回、これまで3回の会を行って、それぞれ時間切れ、延長、延長できています。それらが全部2月3日ということになりますので、2月3日の会ですべての議論が可能かどうかというのも判断がつかみませんので、私どもの方から改めて事務局の方にその後について事前に検討して、

そのときに速やかに発表していただけるようお願いしたいとは思っています。

○河川管理者

喜多さん、どうもありがとうございました。

本日は熱心なご意見、まことにありがとうございました。最初に申し上げましたけれども、本日の配付資料の中の意見記入用紙に既に記入されました方は、受付の意見回収箱にご投函ください。

それでは、以上を持ちまして「第3回 吉野川流域住民の意見を聴く会（下流域）徳島市会場／全般・その他」を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

[午後 6時20分 閉会]